

第154期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時）

場所

高松市亀井町5番地の1
当行本店（5階ホール）

末尾の「株主総会会場ご案内略図」を
ご参照ください。

目次

- 第154期定時株主総会招集ご通知
議決権行使についてのご案内
- 株主総会参考書類
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役7名選任の件
- 事業報告
- 計算書類等
- 監査報告書
- 株主総会会場ご案内略図

書面（郵送）または
インターネットによる
議決権行使期限



2023年6月28日（水曜日）午後5時まで

招集ご通知につきまして

- ・ 招集ご通知の全文は当行ウェブサイトに掲載しておりますが、全ての株主さまに株主総会参考書類をご送付しております。
- ・ 書面交付請求された株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をご送付しておりますが、法令および当行定款第17条の規定に基づき一部を省略しております。
なお、当該書面の項番につきましては、電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

株主さまへのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・タブ
レット端末からもご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/8386/>



いい出会い ふくらむ未来
百十四銀行

証券コード：8386

(証券コード 8386)
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

高松市亀井町5番地の1
株式会社 百十四銀行
取締役頭取 綾田 裕次郎

第154期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第154期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトにて「第154期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

https://www.114bank.co.jp/ir/shareholder_meeting/



電子提供措置事項は、インターネット上の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）に「百十四銀行」または証券コードに「8386」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」に沿って、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時	2023年6月29日（木曜日） 午前10時
2. 場所	高松市亀井町5番地の1 当行本店（5階ホール）
3. 目的事項	●報告事項 1. 第154期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 2. 第154期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類 監査結果報告の件 ●決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役7名選任の件

以上

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法があります。

株主総会にご出席されない場合の議決権行使

■ インターネット（スマートフォン・タブレット端末・パソコン）



行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時受付分まで

当行指定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

詳細は、次頁をご覧ください。

機関投資家の皆さまへ：「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

■ 郵送



行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会にご出席される場合の議決権行使



開催日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時 開会
(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。

開催場所 当行本店（5階ホール）高松市亀井町5番地の1

会場の詳細は、巻末をご覧ください。

- 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当行定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を記載していません。従いまして、当該書面は、監査等委員会および会計監査人が監査報告を作成するに際し監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 事業報告の以下の事項
 - ・ 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・ 「当行の新株予約権等に関する事項」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 代理人により議決権を行使される場合は、代理人は株主さまご本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は当行の議決権を行使しうる他の株主さま1名とさせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 株主総会当日の様子の一部につきましては、後日当行ウェブサイトにて動画配信を予定しております。株主総会当日は、会場後方から撮影を行っておりますので、あらかじめご了承ください。

インターネットによる議決権行使について

「QRコード行使」による方法

同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

- 1 「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

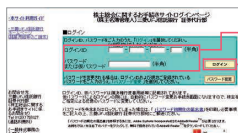


- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「議決権行使ウェブサイト」による方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

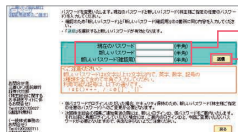
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。



「ログインID・
仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードをご入力ください。



「新しいパスワード」
を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

【インターネットで議決権を行使される場合の留意点】

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- 毎日午前2時から5時まで取扱いを休止します。
- 書面（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆さまへの安定的な利益還元を配慮しつつ、内部留保の充実度合い、利益の状況および経営環境等を総合的に考慮したうえで配当を実施する方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき40円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,159,844,520円となります。
これにより、当事業年度の年間配当は、先に実施いたしました中間配当（1株につき35円）を含めまして、1株につき75円（前事業年度に比べ5円増配）となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日といたしたいと存じます。

2 その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 6,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 6,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等	取締役会出席状況
1	あや だ ゆうじろう 綾 田 裕次郎	再任 男性 取締役頭取 (代表取締役)	12/12回 (100%)
2	か がわ りょう へい 香 川 亮 平	再任 男性 取締役副頭取兼 CCO (代表取締役)	12/12回 (100%)
3	おお やま き いちろう 大 山 揮一郎	再任 男性 取締役専務執行役員 (代表取締役)	12/12回 (100%)
4	とよ しま まさ かず 豊 嶋 正 和	再任 男性 取締役常務執行役員	12/12回 (100%)
5	くろ かわ ひろ ゆき 黒 川 裕 之	再任 男性 取締役常務執行役員	12/12回 (100%)
6	かな もと ひで あき 金 本 英 明	再任 男性 取締役常務執行役員	12/12回 (100%)
7	た だ かず ひと 多 田 和 仁	再任 男性 取締役常務執行役員	9/9回 (100%)
8	もり まさ し 森 匡 史	再任 男性 取締役常務執行役員	9/9回 (100%)

1. 各取締役候補者は、独立役員である社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員である社外取締役で構成する「指名・報酬等ガバナンス協議会」の審議・答申を経て、取締役会において決定いたしました。
2. CCO(Chief Compliance Officer)はコンプライアンス最高責任者として当行のコンプライアンス全般を一元的に統括管理いたします。

候補者番号

1

あや だ ゆうじろう
綾 田 裕次郎

1959年5月10日生 (64歳)

再任

男性



取締役在任年数

8年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

所有する当行の株式数

52,266株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2016年4月	同 取締役専務執行役員
2006年3月	同 栗林支店長	2017年4月	同 取締役頭取 現在に至る
2008年4月	同 名古屋支店長		
2010年4月	同 営業統括部長	担当	
2012年4月	同 執行役員東京支店長 兼東京公務担当部長	監査部	
2014年4月	同 常務執行役員	重要な兼職の状況	
2015年6月	同 取締役常務執行役員	一般社団法人香川県銀行協会 会長	

取締役候補者とした理由

綾田裕次郎氏は、営業統括部長、東京支店長等を歴任したのち、2015年6月より取締役常務執行役員、2016年4月より取締役専務執行役員、2017年4月より取締役頭取をつとめ、銀行経営全般に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。豊かな知識と経験、優れた判断力により当行の発展に貢献することができる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

か が わ りょう へい
香 川 亮 平

1958年11月21日生 (64歳)

再任

男性



取締役在任年数

9年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

所有する当行の株式数

5,877株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2021年4月	同 取締役副頭取兼CCO 現在に至る
2010年4月	同 経営企画部長		
2012年4月	同 執行役員神戸支店長	担当	
2014年4月	同 常務執行役員	コーポレートスタッフ部門統括	
2014年6月	同 取締役常務執行役員	コンプライアンス統括部、秘書室	
2016年4月	同 取締役専務執行役員	重要な兼職の状況	
2019年4月	同 取締役専務執行役員 兼CCO	一般財団法人百十四経済研究所 理事長 四国電力株式会社 社外取締役 (監査等委員)	

取締役候補者とした理由

香川亮平氏は、経営企画部長、神戸支店長等を歴任したのち、2014年6月より取締役常務執行役員、2016年4月より取締役専務執行役員、2021年4月より取締役副頭取をつとめ、現在はコーポレートスタッフ部門を統括しております。また、2019年4月以降は、CCO (コンプライアンス最高責任者) も兼ねており、その職務・職責を適切に果たしております。豊富な知識と経験、幅広い知見を活かし、当行の発展に貢献することができる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

おおやま きいちろう
大山 揮一郎

1959年6月25日生 (64歳)

再任

男性



取締役在任年数

6年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

所有する当行の株式数

4,553株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2017年6月	同 取締役常務執行役員
2007年7月	同 東京支店副支店長	2021年4月	同 取締役専務執行役員 現在に至る
2008年7月	同 本店営業部副部長		
2011年4月	同 広島支店長		
2013年4月	同 営業統括部副部長		
2014年4月	同 執行役員岡山支店長		
2017年4月	同 常務執行役員		

担当

市場・営業関連部門統括
営業戦略部、業務支援部

取締役候補者とした理由

大山揮一郎氏は、広島支店長、営業統括部副部長、岡山支店長等を歴任したのち、2017年6月より取締役常務執行役員、2021年4月より取締役専務執行役員をつとめております。現在は市場・営業関連部門を統括し、その職務・職責を適切に果たしております。営業面における豊富な知識と経験を活かし、当行の発展に貢献することができる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

とよしま まさかず
豊嶋 正和

1963年3月5日生 (60歳)

再任

男性



取締役在任年数

6年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

所有する当行の株式数

4,751株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	当行入行	2017年4月	同 常務執行役員
2011年10月	同 営業統括部副部長	2017年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2012年4月	同 融資部副部長		
2013年4月	同 経営企画部長		
2015年4月	同 執行役員経営企画部長		

担当

リスク統括部、事務統括部、事務集中部

取締役候補者とした理由

豊嶋正和氏は、営業統括部副部長、融資部副部長、経営企画部長等の本部各部の要職を歴任したのち、2017年6月より取締役常務執行役員をつとめております。現在はリスク統括部、事務統括部、事務集中部を担当し、その職務・職責を適切に果たしております。経営企画やIT分野等における専門的な知識や経験を活かし、当行の発展に貢献できる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

くろかわ ひろゆき
黒川 裕之

1962年5月31日生 (61歳)

再任 男性



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2019年4月	同 常務執行役員
2009年1月	同 東京支店副支店長	2019年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2011年4月	同 福岡支店長		
2014年4月	同 融資部副部長	担当	
2016年4月	同 執行役員東京支店長 兼東京公務担当部長	融資部	

取締役在任年数

4年 (本総会最終時)

取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

所有する当行の株式数

4,400株

取締役候補者とした理由

黒川裕之氏は、福岡支店長、融資部副部長、東京支店長等を歴任したのち、2019年6月より取締役常務執行役員をつとめ、主に市場国際部を担当しました。現在は融資部を担当し、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの豊かな知識と経験を活かし、当行の発展に貢献できる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

かなもと ひであき
金本 英明

1962年12月11日生 (60歳)

再任 男性



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	当行入行	2021年4月	同 常務執行役員
2011年10月	同 姫路支店長	2021年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2014年4月	同 高松支店長		
2016年4月	同 人事部長	担当	
2018年4月	同 執行役員人事部長	コンサルティング部、地域創生部 リテール推進部	

取締役在任年数

2年 (本総会最終時)

取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

所有する当行の株式数

2,800株

取締役候補者とした理由

金本英明氏は、姫路支店長、高松支店長、人事部長等を歴任したのち、2021年6月より取締役常務執行役員をつとめ、主に人事部を担当しました。現在はコンサルティング部、地域創生部、リテール推進部を担当し、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの豊かな知識と経験を活かし、当行の発展に貢献できる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

ただ かず ひと
多 田 和 仁

1968年2月25日生 (55歳)

再任

男性



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	当行入行	2022年4月	同 常務執行役員
2015年4月	同 松山支店長	2022年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2017年4月	同 神戸支店長		
2019年4月	同 執行役員東京支店長 兼東京公務担当部長	担当	
2021年4月	同 執行役員営業戦略部長	市場国際部、総務部	

取締役在任年数

1年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

9/9回 (100%)

所有する当行の株式数

1,500株

取締役候補者とした理由

多田和仁氏は、松山支店長、神戸支店長、東京支店長、営業戦略部長等を歴任したのち、2022年6月より取締役常務執行役員をつとめております。現在は市場国際部、総務部を担当し、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの豊かな知識と経験を活かし、当行の発展に貢献できる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

8

もり まさ し
森 匡 史

1966年11月27日生 (56歳)

再任

男性



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2022年4月	同 常務執行役員
2013年10月	同 明石支店長	2022年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2016年4月	同 融資部部长補佐		
2018年4月	同 秘書室長	担当	
2020年4月	同 営業戦略部長	経営企画部、人事部	
2021年4月	同 執行役員経営企画部長		

取締役在任年数

1年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

9/9回 (100%)

所有する当行の株式数

1,200株

取締役候補者とした理由

森匡史氏は、明石支店長、秘書室長、営業戦略部長、経営企画部長等を歴任したのち、2022年6月より取締役常務執行役員をつとめております。現在は経営企画部、人事部を担当し、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの豊かな知識と経験を活かし、当行の発展に貢献できる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

- (注) 1.各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.当行は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2023年6月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役の各氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め銀行負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
また、保険契約に免責額および縮小填補の定めを設けており、被保険者に一定の負担を求める内容としております。

第3号議案 監査等委員である取締役7名選任の件

現在の監査等委員である取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出に際しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会・監査等委員会への出席状況
1	くみ はし かず ひろ 組 橋 和 浩 再任 男性	監査等委員 である取締役 (常勤)	取締役会： 12/12回 (100%) 監査等委員会： 13/13回 (100%)
2	さくま たつ や 佐久間 達 也 新任 男性	常務執行役員 監査部 担当補佐	取締役会： — 監査等委員会： —
3	やま だ やす こ 再任 独立役員 山 田 泰 子 社外 女性	監査等委員 である 社外取締役	取締役会： 12/12回 (100%) 監査等委員会： 13/13回 (100%)
4	そう だ のぶ ゆき 再任 独立役員 早 田 順 幸 社外 男性	監査等委員 である 社外取締役	取締役会： 11/12回 (91.6%) 監査等委員会： 12/13回 (92.3%)
5	ふじ もと とも こ 再任 独立役員 藤 本 智 子 社外 女性	監査等委員 である 社外取締役	取締役会： 12/12回 (100%) 監査等委員会： 13/13回 (100%)
6	こ にし のり ゆき 再任 独立役員 小 西 範 幸 社外 男性	監査等委員 である 社外取締役	取締役会： 9/9回 (100%) 監査等委員会： 9/9回 (100%)
7	まる もり やす し 新任 独立役員 丸 森 康 史 社外 男性	—	取締役会： — 監査等委員会： —

(ご参考)

本議案および第2号議案の候補者が原案どおり選任されまると、独立社外取締役の割合は3分の1以上、女性取締役数は2名となります。

候補者番号

1

くみ はし かず ひろ
組 橋 和 浩

1960年7月17日生 (62歳)

再任

男性



監査等委員である
取締役の在任年数

2年 (本総会終結時)

取締役在任年数

2年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

監査等委員会への出席状況

13/13回 (100%)

所有する当行の株式数

2,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

略歴

1983年4月 当行入行
2012年10月 同 経営企画部副部長
2015年4月 同 コンプライアンス法務室長兼総務部副部長
2016年4月 同 執行役員総務部長兼コンプライアンス法務室長
2018年4月 同 常務執行役員監査部長
2021年4月 同 常務執行役員監査部担当補佐
2021年6月 同 取締役監査等委員
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

組橋和浩氏はコンプライアンス法務室長、総務部長、監査部長等を歴任し、銀行業務全般に精通しております。2021年6月より取締役監査等委員をつとめ、豊富な経験や高い見識を活かして、取締役会の意思決定機能や経営監督機能の実効性強化を担うことができると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

さ く ま た つ や
佐 久 間 達 也

1964年3月11日生 (59歳)

新任

男性



監査等委員である
取締役の在任年数

—

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当行の株式数

3,001株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

略歴

1986年4月 当行入行
2010年4月 同 太田支店長
2012年4月 同 経営企画部副部長
2013年4月 同 秘書室長
2017年4月 同 執行役員経営企画部長
2021年4月 同 執行役員事務統括部長
2023年4月 同 常務執行役員監査部担当補佐
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

佐久間達也氏は太田支店長、秘書室長、経営企画部長、事務統括部長等を歴任し、銀行業務全般に精通しております。豊富な経験や高い見識を活かして、取締役会の意思決定機能や経営監督機能の実効性強化を担うことができると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

3

やま だ やす こ
山 田 泰 子

1958年5月12日生 (65歳)

再任

独立役員

社外

女性



監査等委員である
取締役の在任年数

4年(本総会終結時)

社外取締役在任年数

4年(本総会終結時)

取締役会への出席状況

12/12回(100%)

監査等委員会への出席状況

13/13回(100%)

所有する当行の株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

略歴

1982年4月 香川県入庁
2008年4月 同 総務部総務事務集中課長
2009年4月 同 環境森林部環境政策課長兼総務部人権・同和政策課主幹
2012年4月 同 総務部総務学事課長兼総務部人権・同和政策課主幹
2013年4月 香川県立保健医療大学 事務局長
2014年4月 香川県健康福祉部次長
2015年4月 同 会計管理者兼出納局長
2018年4月 香川県立ミュージアム館長(2019年3月退任)
2019年6月 当行社外取締役(監査等委員)
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

山田泰子氏は香川県に入庁後、環境・福祉・会計等の部署で要職を歴任し、地方行政における豊富な経験と、地方創生や財務会計等についての専門的知識を有し、人格、見識ともに優れております。2019年6月から当行取締役監査等委員をつとめ、当行の経営を適切に監督していることから、当行は同氏が監査等委員として、引き続き独立した立場から、経営監督機能を担うことができるものと判断しております。また、選任後の役割として、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、地方行政の現場で培った経験や知見を活かし、地方創生や顧客サービスに資する助言等を行っていただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

山田泰子氏は、当行取引先である香川県の出身者であります。当行と香川県との間には、預金および融資取引がありますが、当行の年間連結粗利益に占める香川県との取引による粗利益の割合は2%に満たないこと、また、当行は香川県に寄付を行っておりますが、過去3年平均で年間10百万円未満であることより、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏が香川県を退職して既に4年2か月が経過しています。

候補者番号

4

そう だ のぶ ゆき
早 田 順 幸

1964年3月7日生 (59歳)

再任

独立役員

社外

男性



監査等委員である
取締役の在任年数

4年 (本総会終結時)

社外取締役在任年数

4年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

11/12回 (91.6%)

監査等委員会への出席状況

12/13回 (92.3%)

所有する当行の株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

略歴

- 1986年4月 日本生命保険相互会社入社
- 2014年3月 同 執行役員関連事業部長
- 2016年3月 同 執行役員関連事業部長兼審議役 (総合企画部)
- 2017年3月 同 執行役員代理店営業副本部長兼金融法人副本部長
- 2018年3月 同 常務執行役員金融法人本部長
- 2018年7月 同 取締役常務執行役員 (代理店部門、金融法人部門、販売スタッフ部門 (代理店、金融法人関係) 担当) 兼金融法人本部長
- 2019年3月 同 取締役 (2019年7月退任)
- 2019年4月 企業年金ビジネスサービス株式会社代表取締役副社長
- 2019年6月 当社社外取締役 (監査等委員)
- 2020年4月 企業年金ビジネスサービス株式会社代表取締役社長 **【現職】**
- 2020年6月 株式会社大気社社外監査役 **【現職】**
現在に至る

重要な兼職の状況

企業年金ビジネスサービス株式会社代表取締役社長
株式会社大気社社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

早田順幸氏は日本生命保険相互会社および企業年金ビジネスサービス株式会社等の経営者としての豊富な経験と、金融や財務会計等に関する豊富な知識を有し、人格、見識ともに優れております。2019年6月から当行取締役監査等委員をつとめ、当行の経営を適切に監督していることから、当行は同氏が監査等委員として、引き続き独立した立場から、経営監督機能を担うことができるものと判断しております。また、選任後の役割として、現役の企業経営者としての経験や知見を活かし、当行経営に資する助言等を行っていただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

早田順幸氏は日本生命保険相互会社の出身者であり、当行は同社との間に保険販売に関する業務を受託する等の取引がありますが、当該取引先の年間連結総売上高に占める当行への売上高の割合は2%に満たず、当行の年間連結粗利益に占める同社との取引による粗利益の割合も2%に満たないことより、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏が日本生命保険相互会社を退職して既に3年11か月が経過しています。
なお、企業年金ビジネスサービス株式会社および株式会社大気社と当行とは当事業年度において取引実績はありません。

候補者番号

5

ふじもと ともこ
藤本 智子

1973年2月22日生 (50歳)

再任

独立役員

社外

女性



監査等委員である
取締役の在任年数

2年(本総会終結時)

社外取締役在任年数

2年(本総会終結時)

取締役会への出席状況

12/12回(100%)

監査等委員会への出席状況

13/13回(100%)

所有する当行の株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

略歴

- 2006年11月 弁護士登録
2007年9月 藤本智子法律事務所開設【現職】
2015年4月 香川県弁護士会副会長(2016年3月退任)
2019年4月 香川県紛争調整委員会会長(香川労働局)
2019年11月 高松市環境審議会委員
2020年4月 香川大学理事・副学長(内部統制・ダイバーシティ推進担当)(非常勤)
【現職】
2021年6月 当行社外取締役(監査等委員)
2021年11月 香川地方労働審議会委員長(香川労働局)(非常勤)【現職】
現在に至る

重要な兼職の状況

藤本智子法律事務所
弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

藤本智子氏は弁護士としての高い専門性を備えたうえで、香川地方労働審議会委員や高松市環境審議会委員等の公職を歴任してきたことから、法律家としての観点のみならず、行政の現場で培った多様な視点、発想も持ち合わせております。2021年6月から当行取締役監査等委員をつとめ、当行の経営を適切に監督していることから、当行は同氏が監査等委員として、引き続き独立した立場から、経営監督機能を担うことができるものと判断しております。また、選任後の役割として、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、法律家としての経験や知見を活かし、法務リスクやコンプライアンスの観点から助言等を行っていただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

藤本智子氏が経営する「藤本智子法律事務所」と当行の間に顧問契約等の取引関係はなく、報酬支払等の実績もありません。なお、藤本氏が委員をつとめている各種委員等は全て、政策方針の策定や、意見の答申を行うことを目的として香川県等から委嘱されているもので、非常勤です。

候補者番号

6

こにし のり ゆき
小西 範 幸

1961年8月24日生 (61歳)

再任

独立役員

社外

男性



監査等委員である
取締役の在任年数

1年(本総会終結時)

社外取締役在任年数

1年(本総会終結時)

取締役会への出席状況

9/9回(100%)

監査等委員会への出席状況

9/9回(100%)

所有する当行の株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

略歴

- 2004年4月 岡山大学経済学部教授兼法科大学院兼任教授
- 2008年4月 岡山大学大学院社会文化科学研究科組織経営専攻長
- 2009年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授【現職】
- 2012年4月 日本政策投資銀行設備投資研究所・客員主任研究員【現職】
- 2016年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科長
- 2018年4月 学校法人青山学院評議員【現職】
- 2019年12月 青山学院大学副学長【現職】
- 2021年10月 国際会計研究会学会長【現職】
- 2022年5月 日本取締役協会監事(非常勤)【現職】
- 2022年6月 当行社外取締役(監査等委員)
現在に至る

重要な兼職の状況

青山学院大学副学長

社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

小西範幸氏は、学識経験者として会計・監査・ガバナンスや地方創生等についての高い専門的知識を備えたうえで、青山学院大学副学長や国際会計研究会学会長等の要職をつとめ、人格、見識ともに優れております。2022年6月から当行取締役監査等委員をつとめ、当行の経営を適切に監督していることから、当行は同氏が監査等委員として、引き続き独立した立場から、経営監督機能を担うことができるものと判断しております。また、選任後の役割として、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたる大学教授として培った専門的知識や知見を活かし、当行の企業価値向上に貢献いただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

小西範幸氏と当行の間には、一般預金者としての通常の銀行取引以外の取引関係はありません。
なお、小西範幸氏が所属する青山学院大学と当行とは当事業年度において取引実績はありません。

候補者番号

7

まる もり やす し
丸 森 康 史

1957年9月19日生 (65歳)

新任

独立役員

社外

男性



監査等委員である
取締役の在任年数

—

社外取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当行の株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

略歴

1981年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2008年4月 同 執行役員
2011年5月 同 常務執行役員（2012年6月退任）
2012年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社代表取締役副社長
2013年6月 株式会社南都銀行社外監査役（2015年6月退任）
2014年12月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社取締役（2015年3月退任）
2015年3月 旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）常勤監査役（2019年3月退任）
2019年6月 公益財団法人三菱経済研究所副理事長（代表理事）【現職】
2019年6月 TOTO株式会社社外監査役
2022年6月 同 社外取締役（監査等委員）【現職】
現在に至る

重要な兼職の状況

公益財団法人三菱経済研究所 副理事長（代表理事）
TOTO株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

丸森康史氏は株式会社三菱UFJ銀行および三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社等の経営者としての豊富な経験と、金融や財務会計、コンサルティング業務等に関する専門的知識に加えて、地方銀行の社外監査役の経験も有し、人格、見識ともに優れております。当行は同氏の能力、経験を高く評価しており、監査等委員として、独立した立場から、経営監督機能を担うことができるものと判断しております。また、選任後の役割として、経営者としての経験や知見を活かし、当行経営に資する助言等を行っていただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

丸森康史氏は株式会社三菱UFJ銀行の出身者であり、当行は同行との間に通常の銀行取引がありますが、同行の年間連結総売上高に占める当行への売上高は2%に満たず、また、当行の年間連結粗利益に占める同行との取引による粗利益の割合も2%に満たないことにより、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏が株式会社三菱UFJ銀行を退職して既に10年11カ月が経過しています。また、同氏は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の出身者であり、当行は同社との間にコンサルティング業務を委託する等の取引がありますが、過去3年平均で年間100万円未満であることより、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏が三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社を退職して既に8年2カ月が経過しています。公益財団法人三菱経済研究所およびTOTO株式会社と当行とは当事業年度において取引実績はありません。

- (注) 1.各監査等委員である取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
- 2.山田泰子氏、早田順幸氏、藤本智子氏、小西範幸氏および丸森康史氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.山田泰子氏の戸籍上の氏名は吉田泰子（よしだ やすこ）であります。
- 4.当行は、山田泰子氏、早田順幸氏、藤本智子氏および小西範幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- また、新任候補の丸森康史氏についても、選任が承認された場合、東京証券取引所に対し独立役員として届出する予定であります。
- 5.当行は、山田泰子氏、早田順幸氏、藤本智子氏および小西範幸氏との間に、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、選任が承認された場合、同様の契約を継続する予定であります。
- また、新任候補の丸森康史氏についても、選任が承認された場合、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
- 6.当行は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、2023年6月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め銀行負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- また、保険契約に免責額および縮小填補の定めを設けており、被保険者に一定の負担を求める内容としております。
- 7.当行の独立性判断基準につきましては、電子提供措置事項に掲載しております。

(ご参考)

当行における社外取締役の独立性に関する基準

本基準における独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ現在又は最近^(注1)において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

1. 主要な取引先^(注2)

- 1) 当行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人その他の団体（以下、「法人等」という。）である場合はその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者）。
- 2) 当行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。

2. 専門家

- 1) 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。
- 2) 当行から、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する法人等に所属する者。

3. 寄付

当行から、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を寄付として受けている者、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。

4. 主要株主

当行の主要株主（議決権比率が5%を超える株主）、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者（過去3年以内に主要株主又はその業務執行者であった者を含む）。

5. 近親者

次に掲げるいずれかの者（重要^(注3)な者）の近親者（配偶者又は二親等以内の親族）。

- 1) 上記1. から4. に該当する者。
- 2) 当行又はそのグループ会社（銀行法の分類に基づく子会社及び子法人等）の取締役、監査役、執行役員、使用人。

注1：「最近」の定義

- ・実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない。

注2：「主要な取引先」の定義

- ・当行を主要な取引先とする者とは、当該者の年間連結総売上高に占める当行への売上高の割合が2%以上となる場合をいう。
- ・当行の主要な取引先とは、当行の年間連結粗利益に占める当該者との取引による粗利益の割合が2%以上となる取引を行っている場合をいう。

注3：「重要」な者の例

- ・各会社の役員、部長クラスの者。
- ・会計専門家、法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者。

ご参考

株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス（予定）

当行が取締役会の実効性向上を図るために定めた期待する分野において、各取締役が特に有する専門性と経験を示したものです。

（注）招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりになります。

<社内取締役（業務執行取締役および監査等委員）>

氏名	期待する分野				
	経営管理	業務オペレーション	リスクマネジメント	ヒューマンリソース	IT/DX 戦略
綾田裕次郎 社内 男性	●	●	●		
香川 亮平 社内 男性	●		●	●	
大山揮一郎 社内 男性	●	●	●		
豊嶋 正和 社内 男性	●		●		●
黒川 裕之 社内 男性		●			
金本 英明 社内 男性		●		●	
多田 和仁 社内 男性	●	●			
森 匡史 社内 男性	●	●	●	●	
組橋 和浩 社内 男性	●		●		
佐久間達也 社内 男性	●		●		●

（各スキルの選定理由等）

スキル名	選定理由
経営管理	事業環境が変化する中で持続的な成長・発展のためには経営に関する知見・経験が必要であるため。
業務オペレーション	地域の金融インフラを担うため、営業店や本部における業務運営に関する知見・経験が必要であるため。
リスクマネジメント	持続的な企業価値向上のためには、各種リスクに対する適切なリスク管理の知見・経験が必要であるため。
ヒューマンリソース	サステナビリティ経営のためには、人的資源活用に関する知見・経験が必要であるため。
IT/DX 戦略	デジタル技術を活用し価値創造を図るため、ITに関する知見やDXへの理解と推進が必要であるため。

（注）上記スキル・マトリックスは各取締役が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

<社外取締役（監査等委員）>

氏名	期待する分野				
	企業経営	金融	財務・会計	法務	地方創生
山田 泰子 社外 女性 独立役員			●		●
早田 順幸 社外 男性 独立役員	●	●	●		
藤本 智子 社外 女性 独立役員				●	
小西 範幸 社外 男性 独立役員			●		●
丸森 康史 社外 男性 独立役員	●	●	●		

(各スキルの選定理由等)

スキル名	選定理由
企業経営	事業環境が変化する中で持続的な成長・発展のためには経営に関する知見・経験が必要であるため。
金融	金融業界で事業価値拡大に資するためには、業界についての知見・経験が必要であるため。
財務・会計	財務戦略等に対する実効的な監査・監督を行うためには財務・会計分野における知見・経験が必要であるため。
法務	持続的な企業価値向上のためには、法務知識に基づく適切なりスクマネジメントや人権保護に関する知見・経験が必要であるため。
地方創生	経営理念であるお客さま・地域社会との共存共栄を実現するためには、地方創生に資する知見・経験が必要であるため。

(注) 上記スキル・マトリックスは各取締役が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

以上

1. 当行の現況に関する事項

1 企業集団の事業の経過及び成果等

① 主要な事業内容

当行グループは、当行及び子会社等8社の計9社で構成され、香川県を中心とした広域瀬戸内圏を主要な営業基盤として、銀行業務等の金融サービス及び地域社会・お客さまに向けた各種コンサルティングサービスを提供しております。

② 金融経済環境

2022年度のわが国経済は、米国の利上げを背景とした急激な円安進行や資源高に起因する物価上昇等の影響を受けながらも、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和等により、社会・経済活動が正常化へと進むことで、持ち直しの動きが見られました。

事業者においては、世界的なエネルギー価格高騰の影響や、ロシアのウクライナ侵攻等に起因する地政学リスクの高まり、欧米を中心としたインフレ高進に対する金融引き締め及び日米金利差拡大に伴う不安定な為替変動等、先行きへの不透明感が拭えない状況が続きました。一方で、インバウンドを含めた民間消費の伸長や、大手企業を中心に基本給を底上げするベースアップの動きが活発化する等、個人消費を下支えする機運の高まりを背景に、景況感に復調の兆しも見えはじめました。

地元香川県は、製造業では、ひっ迫していたサプライチェーンの正常化が進んだことや、観光分野において、行動制限の緩和等を背景に徐々に盛り上がりが見られたほか、夏の風物詩である「さぬき高松まつり」が3年振りに開催される等、アフターコロナに向けた地域活性化の動きが目立つようになりました。

③事業の経過及び成果

<前中期経営計画の総括>

当行グループは、2020年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画「トライ☆ミライ！」において、めざすべき姿を「当行ならではの新たな価値提供を通じて、お客さま・地域の未来を共創する総合コンサルティング・グループ」と定め、3つの重点戦略に取り組んでまいりました。

これにより、金融機関における本業の利益を示す「顧客向けサービス業務利益」が堅調に推移する等、ビジネスモデルの変革に向けて着実な進展を続けてきました。

重点戦略① 総合コンサルティング・グループへの転換

当行グループは、金融の分野で培ってきた経験及びノウハウを金融以外の分野にも活用することで、地域社会・お客さまの様々な課題を解決へと導く「地域のプラットフォーマー」としての役割を果たすことをめざし、様々な取り組みを行ってまいりました。

2022年度は、法人のお客さまへの専門的なサービス提供を目的として「コンサルティング部」を新設し、行内における専門コンサルタントの育成と、当行が取り組むコンサルティング分野の拡充を図ってまいりました。たとえば、お客さまの「ひと」に関する課題をワンストップで解決することをめざす「人事制度コンサルティングサービス」や、「サステナビリティ経営」の実践をサポートする「114サステナビリティ経営導入支援サービス」等、お客さまが抱える課題やニーズに合わせてコンサルティングメニューを拡充し、非金融分野における当行のソリューション提案力の強化を図りました。

重点戦略② 市場価値の高い人材の育成

総合コンサルティング・グループへの転換を実現するために必要な市場価値の高い人材を育成・確保するべく、多様な人材の登用・育成・採用等を進め、従業員の満足度向上と組織の活性化をめざしました。

2022年度は、当行が定める業務において、行員の知識量・業務の習熟度を認定する「114マイスター制度」の新分野として、当行のDX戦略運営の核となるデジタル人材の育成をめざし「DX」を追加いたしました。本制度全体で、最上位の資格である「マイスター」には、2023年3月末時点で63名（中期経営計画期間で+47名）が認定されております。

また、自律的なキャリア形成支援を通じて、行員のモチベーション向上や成長を後押しすることを目的として、人事部内に「キャリア相談窓口」を設置したほか、短期間の本部業務経験を通じて専門人材を育成及び発掘することを目的とする「行内留学制度」を新設するなど、行員一人ひとりの将来のキャリアや自己実現の具体化をしっかりとサポートすることができる態勢の整備を進めております。

重点戦略③ 未来につなげる構造改革

当行グループの経営基盤を強固なものとし、未来の戦略実行につなげるための構造改革に取り組んでまいりました。

2022年度は、デジタル分野において、戦略的業務提携先である株式会社りそなホールディングスのデジタル基盤を活用した「114バンキングアプリ」をリリースいたしました。スマートフォン上で様々な銀行取引を完結できるようにすることで、お客さまの利便性向上と事務省力化の両立を実現しております。また、これらのDX推進が評価され、2022年10月、経済産業省が定める「DX認定事業者」に認定されました。

その一方で、ローコスト経営の実践のために、店舗網の再編を進めております。再編にあたっては、お客さまの利便性に極力配慮した「店舗内店舗方式」の採用や、主に個人のお客さまにご利用いただける「クイックスクエア」を統合店の跡地に設置するなどの対応に取り組んでおります。

その他 地域社会の活性化に向けた取り組み

当行グループは、地域社会が抱える課題解決を自らが主体的に取り組むべき重要課題と捉え、様々な角度・視点から地域活性化に取り組んでおります。

2022年度は、地元香川県において、知られざる県産品の普及拡大及び認知度向上に貢献することを目的に、飲食店のお取引先のご協力のもと、観音寺市伊吹島で漁獲されるカタクチイワシを原料とした「釜揚げいりこ」の普及活動を企画いたしました。

また、地域の観光活性化や誘客支援、地域資源の発掘・磨き上げ等の分野に関して、日本航空株式会社と「地方創生の推進に係る包括連携協力に関する協定書」を締結いたしました。本協定を通じて、両社が持つノウハウやネットワークを有効活用し、香川県における地方創生の実現につなげてまいります。

<サステナビリティ経営に向けた取組み>

当行は、持続可能な社会の実現に向けて、環境・社会問題への配慮及びガバナンスの強化（ESG）、並びに国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）の達成に取り組み、それらを自らの成長につなげる「サステナビリティ経営」を実践しております。

持続可能な社会の実現に向けて

- ・当行は、2019年5月に「百十四銀行SDGs宣言」を公表し、経営理念に掲げる「お客さま・地域社会との共存共栄」の実現をめざし、持続可能な開発目標（SDGs）を自らの企業行動につなげることで、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでおります。

当行の気候変動対応・環境保全への取組み

- ・郷土の豊かな自然を守ることは、地域社会の一員である我々の使命であり、自らの企業価値創造の前提となる重要な経営課題であります。
- ・企業活動における環境負荷軽減を図るとともに、環境保全に取り組むお客さまを支援することにより、持続可能な社会の実現に貢献するため2020年4月に「百十四銀行 環境方針」を制定しております。
- ・気候変動対応・環境保全への取組みとして、2021年10月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明いたしました。また、地域のリーディングバンクとして気候変動問題に率先して取り組み、事業活動を通じて発生するCO₂排出量を中長期的に削減し、政府が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に貢献することを目的に、CO₂排出量の長期削減目標を設定しております。
- ・2021年度のCO₂排出量削減実績は、店舗のLED化・空調設備更新、カーボンニュートラル都市ガスへの切替え等により、2013年度比34.2%の削減となりました。

◇当行のCO₂排出量の長期削減目標と実績（Scope1、Scope2^{*1}）

目標	【中間目標】 2030年度までに2013年度比50%削減 【最終目標】 2050年までにカーボンニュートラル実現
実績（2021年度）	2013年度比34.2%削減 ^{*2}

※1 Scope1：当行自身が燃料（ガソリン等）を燃焼等することにより直接的に発生するCO₂排出量
Scope2：他社から供給された電気等を使用することにより間接的に発生するCO₂排出量

※2 2022年度の削減実績については確定次第、当行ホームページに掲載いたします。

- ・CO₂排出量削減を更にすすめるため、当行は2022年11月、香川県さぬき市に「津田太陽光発電所」の建設に着工、2023年3月に完成し発電を開始いたしました。発電した電力全量を自己消費することでCO₂の更なる削減に取り組んでまいります。

お客様のサステナビリティ向上及び気候変動対応・環境保全に向けた取組み

- ・投融資を通じて地域やお客様のサステナビリティ向上への取組みをサポートするため、環境や社会に対してポジティブな効果をもたらすプロジェクトに資金用途を限定した「114グリーンローン（環境系）」及び「114ソーシャルローン」等サステナブルファイナンスに取り組んでおります。また、これらサステナブルファイナンスの長期目標を設定し、目標達成に向けて取り組んでおります。2022年度までの累計額は、1,252億円（うち環境系567億円）となりました。

◇当行のサステナブルファイナンス投融資累計額の目標と実績

目標	【対象期間】 2021年度～2030年度の10年間 【目標金額】 投融資累計額 5,000億円 （うち環境系 2,000億円）
実績（2022年度まで累計）	1,252億円（うち環境系567億円）

- ・ファイナンス以外にもお客様のサステナビリティ向上・SDGsへの取組みをサポートするため「114サステナビリティ経営導入支援サービス」及び「百十四SDGs取組支援サービス」等を通じた経営サポートメニューの各種ご提案を行っております。このうち2021年8月に取扱いを開始した「百十四SDGs取組支援サービス」によりSDGs宣言を行ったお客さまは累計で311社（うち2022年度200社）となり、地域のSDGs実現のために積極的に取り組んでおります。
- ・また2022年5月には、四国電力株式会社との間で「地域社会・地域企業のカーボンニュートラルに向けた取組み支援に係る連携協定」を締結し、両社が提供する商品やサービスを効果的に組み合わせることで、香川県を中心とした地域社会や地域企業のカーボンニュートラルに向けた取組みを支援してまいります。

人材の多様性の確保を含む人材育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針

- ・当行は、「経営理念」のもと、役職員の行動規範を示した「百十四銀行 行動指針」を踏まえ、多様な属性・価値観を持つ職員が互いの個性を尊重しつつその能力を存分に発揮することを基本方針として、組織の持続可能性向上につとめております。
- ・働きがいと働きやすさの両立により職員のウェルビーイング最大化を図り、お客さま・地域の課題解決に熱意をもって取り組む人材力を強化するため、人事制度の改定及び行内資格制度の見直しを進めております。
- ・様々な教育・自己啓発制度等を通じて戦略実現に必要な人材を育成するとともに、休暇制度の創設等による職員の健康増進及びD&I（ダイバーシティ&インクルージョン）推進を通じて多様な人材が活躍できる社内環境の整備に取り組んでおります。
- ・2022年度に実施した主な施策は以下のとおりです。
 - > 「総合コンサルティング・グループ」の実現を目的とした実践的な研修及び当行独自の認定制度である「114マイスター制度」を通じた人材育成
 - > 短期間の本部業務経験を通じて、専門人材の育成及び発掘を目的とした「行内留学制度」を開始
 - > 行員の自律的なキャリア形成の支援を通じて、モチベーション向上や成長を後押しすることを目的に「キャリア相談窓口」を設置
 - > 活気ある職場及び生産性向上には、組織へのエンゲージメントが欠かせないとの認識のもと、2021年度より1on1ミーティングを実施
 - > 不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業として、2022年11月、香川県内で初めて「プラチナくるみんプラス」の認定を取得

当行は、以上の方針・施策に関する重要な指標として下表の数値目標を掲げ、それぞれの実績を管理しております。

	実績 (2022年度)	目標 (2025年度)
人材育成投資額 ^{*1}	140,838千円	165,000千円
114マイスター制度「マイスター」認定者数 ^{*2}	63名	100名
年次有給休暇取得日数	11.8日	14日
エンゲージメントスコア ^{*3}	66pt	69pt

- ※1 外部講師費用、行外研修派遣費用、試験及び通信講座補助、長期トレーニー派遣者人件費、研修会館管理費用等
- ※2 当行独自の認定制度。銀行業務をコンサルティング、融資管理、ライフプラン、DXなど8分野に分類し、それぞれ3段階で設定した最上位資格。研修受講や営業実績に加え、FP1級や中小企業診断士等の難関資格取得を認定条件としております。
- ※3 株式会社アトラエが提供するエンゲージメントサーベイ「Wevox」の総合スコア（2023年4月実施）

その他、人的資本、多様性に係る指標は以下のとおりです。

2022年度末現在

管理職に占める 女性労働者の割合	男性の 育児休業等取得率 ^{※4}	男女の賃金の格差 ^{※5、※6}		
		全労働者	うち正規 雇用労働者	うちパート・ 有期労働者
26.6%	100%	47.1%	58.7%	61.0%

※4 育児目的の休暇を含む

※5 男性の平均年間賃金を100とした場合の比較

※6 差異についての補足説明

(正規雇用労働者)

- ・人事制度上は同一の職種及び役職であれば賃金格差は発生いたしません。賃金格差の発生は、女性は一般職での採用が多かったことに加え、男女間の勤続年数の差（4年9ヶ月）などから、男性の役職登用が女性に比べて多いことが主な要因であります。
- ・2021年度に実施した人事制度改定以降、勤務地域を限定したエリア総合職へ職種転換をする女性行員が増加しているほか、能力や意欲のある女性の積極的な登用を進めております。
- ・2022年4月以降、新卒採用は原則総合職としたほか、女性行員のキャリア意識向上やD&Iを進める施策を整備・強化しております。

(パート・有期労働者)

- ・当該労働者はパート職員及び嘱託職員で構成されており、パート職員の大半が女性であるのに対して、男性は相対的に賃金の高い嘱託職員が多いことが、男女間の賃金格差の主な要因であります。

ガバナンス態勢強化への取組み

ガバナンス態勢の強化は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に不可欠と認識し、継続して態勢整備につとめております。

[取締役会の実効性評価]

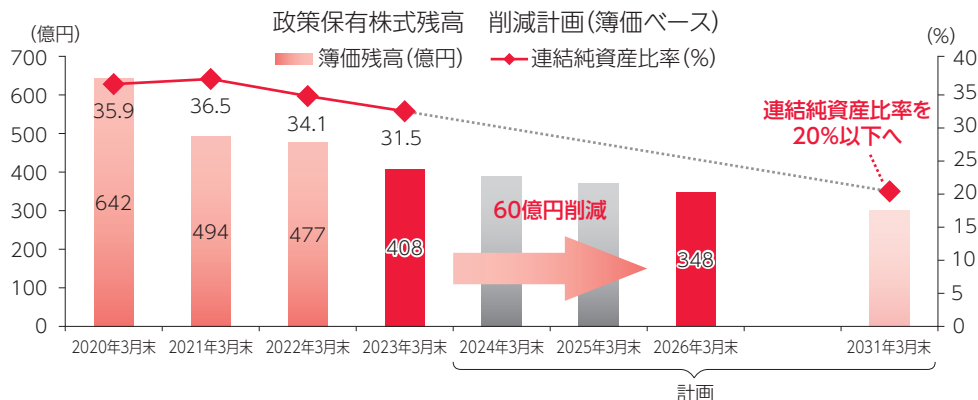
- ・全取締役を対象にアンケートを実施し、その集計結果の分析に基づいて取締役会の実効性を評価しております。評価により洗い出された課題を改善することで、取締役会の実効性の向上につとめております。
- ・2022年度においては、「将来を見据えた長期ビジョンに基づく議論の深化」という前年度に洗い出された課題に対し、フリートークセッション等取締役会以外の会議体も活用し議論を深め、グループマテリアリティの設定、長期ビジョン及び中期経営計画の策定をする等、課題改善に取り組みました。

- ・ なお、2022年度に実施した実効性評価において認識した新たな課題は以下のとおりです。
 - > 長期ビジョン実現に向けて策定した新中期経営計画の実効性ある進捗管理
 - > サステナビリティ経営の実現に向け、非財務指標を含む経営指標を活用した議論
 - > 人的資本経営を意識した取組みを進め、女性・若手など多様な経営人材層の育成に関与

〔政策保有株式の削減〕

当行の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上のため、株式の政策保有については、価格変動リスクの抑制や資本効率等の観点から、お取引先企業との十分な対話を経たうえで、削減を進めることを基本方針としております。

- ・ 上記方針のもと、当行はお取引先企業との対話を通じて政策保有株式の削減を進めてまいりました。
- ・ 今後も更なる削減を進め、今後3年間（2026年3月末）で60億円（簿価ベース）を削減し、2031年3月末までに連結純資産比率（時価ベース）20%以下までに削減することをめざしております。



＜主要勘定等の動き＞

以上の取組みの結果、当期における当行グループの主要勘定及び連結業績は、次のとおりとなりました。

【資産・負債】

総預金・預り資産 総預金は、法人、個人及び公共預金がいずれも増加したことにより、前期末比1,478億円増加して4兆7,806億円となりました。預り資産は、投資信託が減少しましたが、一時払保険及び金融商品仲介の増加により、前期末比100億円増加して3,301億円となりました。

貸出金 法人向け、公共向け及び個人向け貸出金がいずれも増加したことにより、前期末比2,023億円増加して3兆3,622億円となりました。

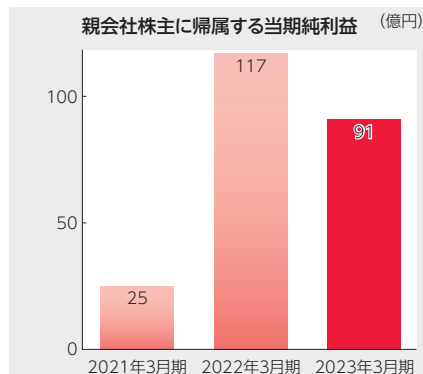
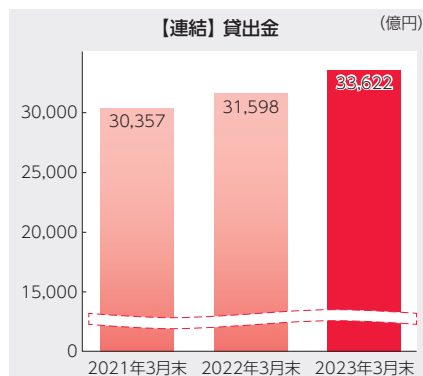
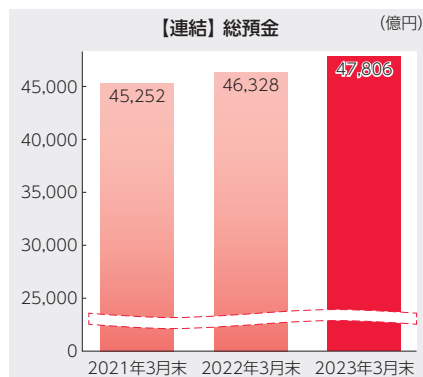
有価証券 債券の減少などにより前期末比2,302億円減少して1兆446億円となりました。

【損益】

連結経常収益 海外金利の上昇を主因とした貸出金利息の増加による資金運用収益の増加や、金融派生商品収益及び外国為替売買益の増加等によるその他業務収益の増加などにより、前期比117億96百万円増加して848億88百万円となりました。

連結経常費用 国債等債券売却損の増加によるその他業務費用の増加や、預金利息及び借入金利息の増加による資金調達費用の増加などにより、前期比136億88百万円増加して715億92百万円となりました。

連結経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益 以上の結果、経常利益は前期比18億92百万円減少して132億95百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比25億30百万円減少して91億72百万円となりました。



〔事業セグメント別の損益〕

・銀行業務

銀行業務におきましては、経常収益は海外金利の上昇を主因とした貸出金利息の増加による資金運用収益の増加や、金融派生商品収益及び外国為替売買益の増加等によるその他業務収益の増加などにより、前期比120億50百万円増加して759億98百万円となりました。セグメント利益は前期比19億10百万円減少して118億71百万円となりました。

・リース業務

リース業務におきましては、経常収益は前期比4億10百万円減少して79億45百万円となりました。セグメント利益は前期比1億62百万円増加して4億89百万円となりました。

・その他業務

その他業務におきましては、経常収益は前期比94百万円増加して55億6百万円となりました。セグメント利益は前期比50百万円減少して15億93百万円となりました。

〔自己資本比率〕

当期末の自己資本比率（国内基準）は、リスクアセットの増加などにより連結ベースでは前期末比0.24ポイント低下して9.10%、単体ベースでは前期末比0.26ポイント低下して8.60%となりました。国内基準行に求められる4%を大きく上回っており、健全性を維持しております。

④対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、長引く金融緩和政策や異業種の参入による競争激化等を背景に一層厳しさを増しております。加えて、不安定な国際情勢により表面化する地政学リスクや、金融市場におけるボラティリティの高まり等、従来の尺度では測りえない事象に対する備えと対応の重要性が高まっております。

また、地域社会においては、人口減少による地域経済の縮小や超高齢化社会の進展による新しい人生設計の必要性の高まり、脱炭素・循環型社会への移行やデジタルシフトの加速等、複雑化する課題への対応が求められております。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更による経済活動の活性化や、人々の価値観、ライフスタイル及び働き方の多様化といった変化を新たな成長・発展につなげる「機会」と捉えて適応することが期待されております。

こうした中、当行グループは、創業よりお客さま・地域社会との間で築きあげてきた揺るぎない関係、瀬戸内圏を中心とした広域ネットワークを最大限に活かし、長期的な視点で地域のサステナビリティに関する課題に目を向け、その課題解決に全力で取り組むことで、お客さま・地域社会とともに持続的な成長を実現していく必要があります。

このため、当行グループがめざしていく長期的な方向性として、2030年をゴールとする「長期ビジョン2030」を策定し、その第1フェーズとして3年間（2023年度～2025年度）の中期経営計画「創ろうい・い・よ♪」をスタートさせました。

[長期ビジョン2030について]

長期ビジョンは、当行グループがめざすべき姿を「総合コンサルティング・グループの進化により、地域のみならずウェルビーイングな社会を創造する」と掲げ、「ウェルビーイング」という広い意味で幸福の概念を示す言葉をキーワードに、ステークホルダーの課題解決に積極的に取り組むことで、お客さま・地域がより良くあり続けられる社会の創造をめざすものです。

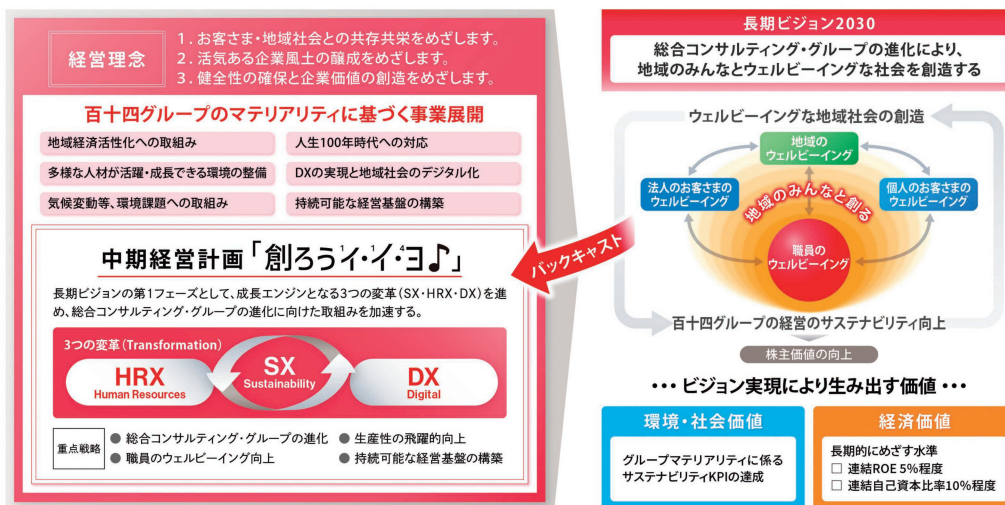
取り巻く環境を踏まえ、取り組むべき重要課題として設定した「百十四グループマテリアリティ」の解決に向けた事業展開を通じて、長期ビジョンに描く環境・社会価値と経済価値の両立をめざします。

[中期経営計画「創ろうい・い・ヨ♪」について]

中期経営計画「創ろうい・い・ヨ♪」は、3つの変革（Transformation）、すなわち、S X（Sustainability）・H R X（Human Resources）・D X（Digital）を成長エンジンとして、4つの重点戦略に取り組むことで、ウェルビーイングな地域社会の実現と当行グループの経営のサステナビリティ向上をめざします。中期経営計画の最終年度である2025年度には、連結当期純利益85億円以上、連結自己資本比率9.0%程度、単体OHR（業務粗利益ベース）70%程度を経営目標とし、健全性の高い経営基盤構築につとめてまいります。

当行グループは、高い倫理観とガバナンスのもと、継続的にコンプライアンス態勢の整備に取り組むとともに、お客さま・地域社会の発展を通じて当行グループ自身も成長し、創出した利益を還元していくという好循環を通じて、ステークホルダーの皆さまが笑顔で過ごせる未来の実現をめざしてまいります。引き続き、一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

◇百十四グループマテリアリティ及び長期ビジョン概要



◇中期経営計画「創ろうイ・イ・ヨ♪」（2023年度～2025年度）概要

名称	「創ろうイ・イ・ヨ♪」 <div style="display: inline-block; border: 1px solid red; padding: 2px; margin-left: 10px;"> 名称の意味 </div> お客さま・地域から「百十四いいよ!」と言っていたような付加価値の高いサービスを提供していくことで、「地域のみんな」がウェルビーイングを実感できる「いい世の中」を創ってほしいという想いを込めています。	
基本方針	長期ビジョンの第1フェーズとして、3つの成長エンジン(SX・HRX・DX)による変革を進め、総合コンサルティング・グループの進化に向けた取組みを加速する。 ① 職員のウェルビーイング向上と生産性の飛躍的向上により個々の職員が能力を発揮できる環境を整備するとともに、コンサルティング機能の強化と新事業領域の探索により課題解決力の強化を図る。 ② コンサルティングとファイナンスを相互に組み合わせながらお客さま・地域が抱える課題解決に伴走し、各ステークホルダーのウェルビーイング実感と百十四グループのサステナビリティ向上の両立をめざす。	
重点戦略	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合コンサルティング・グループの進化 グループの総力を結集し、『地方公共団体等との連携による地域課題の解決』、『法人コンサルティング機能の強化』及び『人生100年時代における個人のお客さまの様々なニーズへのサポート』に取り組む ■ 職員のウェルビーイング向上 働きがいと働きやすさの両立によりウェルビーイングを実感する職員の最大化を図り、お客さま・地域の課題解決に熱意をもって取り組む人材力を強化する ■ 生産性の飛躍的向上 デジタルを活用した業務プロセス改革とチャネル戦略の高度化による飛躍的な生産性の向上を図り、挑戦に必要な人員と時間を創出する ■ 持続可能な経営基盤の構築 有価証券運用の安定化、コスト・リターン管理の徹底、システム・デジタル基盤の整備及びガバナンス強化等を通じてレジリエントで持続可能な経営基盤を構築する 	
戦略を支える成長エンジン	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 3つの変革の推進 - Transformation - </div> <div style="font-size: 2em;">SX</div> <div style="font-size: 2em;">/</div> <div style="font-size: 2em;">HRX</div> <div style="font-size: 2em;">/</div> <div style="font-size: 2em;">DX</div> </div>	

S X…当行グループと地域社会のサステナビリティの両立

H R X…経営戦略と人事戦略の連動による人的資本の最大化

D X…データ及びデジタル技術を起点としたビジネスの変革

◇中期経営計画における経営目標

項 目		2022年度 (前中計最終年度)	2025年度 (新中計最終年度)
		実績	経営目標
収益性	連結当期純利益*	91億円	85億円以上
健全性	連結自己資本比率	9.10%	9.0%程度
効率性	単体OHR（業務粗利益ベース）	76.1%	70.0%程度

※ 連結当期純利益は「親会社株主に帰属する当期純利益」

2 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	76,728	68,950	73,092	84,888
経常利益	11,982	5,308	15,187	13,295
親会社株主に帰属する 当期純利益	7,715	2,565	11,702	9,172
包括利益	△34,246	44,306	△5,504	△70
純資産額	249,831	291,699	284,336	281,098
総資産	4,953,946	5,375,569	5,747,266	5,809,359

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預金	4,071,711	4,447,681	4,566,258	4,704,117
定期性預金	1,131,916	1,101,810	1,074,800	1,035,264
その他	2,939,794	3,345,870	3,491,457	3,668,853
貸出金	2,855,331	3,042,938	3,164,842	3,366,820
個人向け	578,897	570,620	579,435	591,932
中小企業向け	1,429,469	1,549,887	1,619,552	1,771,692
その他	846,965	922,431	965,855	1,003,196
商品有価証券	5	13	—	9
有価証券	1,261,484	1,274,579	1,276,457	1,046,139
国債	329,924	247,616	242,477	38,899
地方債	273,008	335,494	383,220	391,987
その他	658,550	691,468	650,759	615,252
総資産	4,934,898	5,355,913	5,727,529	5,784,550
内国為替取扱高	32,687,240	31,481,782	31,693,809	32,767,627
外国為替取扱高	10,502百万ドル	8,292百万ドル	9,962百万ドル	11,403百万ドル
経常利益	10,685	3,835	13,782	11,872
当期純利益	6,901	1,665	10,805	8,303
1株当たり当期純利益	233円 80銭	56円 46銭	366円 41銭	285円 68銭
信託財産	213	206	199	191
信託報酬	1,612 千円	1,565 千円	1,517 千円	1,468 千円

(注) 記載金額は単位未滿を切り捨てて表示しております。

3 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀行業務	リース業務	その他業務
使用人数	1,910人	47人	222人

(注) 使用人数は就業人員であります。

4 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業務

(イ) 当行の主要な営業所及び営業所数

香川県：本店、高松支店、丸亀支店など計94か店

香川県以外の四国地区：松山支店、高知支店、徳島支店など計10か店

関東、東海地区：東京支店、新宿支店、名古屋支店、計3か店

近畿地区：大阪支店、神戸支店、姫路支店など計9か店

中国、九州地区：岡山支店、広島支店、福岡支店など計16か店

(ロ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ロ リース業務

百十四リース株式会社：高松本社

ハ その他業務

日本橋不動産株式会社：高松本社

百十四ビジネスサービス株式会社：高松本社

株式会社百十四人材センター：高松本社

株式会社百十四システムサービス：高松本社

株式会社百十四ジェーシービーカード：高松本社

株式会社百十四ディーシーカード：高松本社

百十四総合保証株式会社：高松本社

5 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	2,169
リース業務	74
その他業務	254
合計	2,498

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業務	津田太陽光発電所 新設	103
その他	セントラル第一ビル 購入	129
合計	—	232

6 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
日本橋不動産株式会社	香川県高松市 亀井町5番地1	不動産の賃貸・管理、 福利厚生	65百万円	100.00%	—
百十四ビジネスサービス株式会社	香川県高松市 亀井町7番地15	現金等の精算・整理、 ATMの保守・管理	10百万円	100.00%	—
株式会社 百十四人材センター	香川県高松市 塩屋町8番地1	労働者派遣事業・ 委託による受託業務	30百万円	100.00%	—
株式会社 百十四システムサービス	香川県高松市 亀井町7番地の15	電子計算機による 情報処理受託業務	90百万円	60.00%	—
株式会社 百十四ジェシーピーカード	香川県高松市 田町11番地5	クレジットカード業務、 金銭貸付、信用保証業務	50百万円	60.00%	—
株式会社 百十四ディーシーカード	香川県高松市 田町11番地5	クレジットカード業務、 金銭貸付、信用保証業務	30百万円	50.00%	—
百十四総合保証株式会社	香川県高松市 塩屋町8番地1	信用保証業務	30百万円	42.86%	—
百十四リース株式会社	香川県高松市 亀井町5番地1	総合リース業	500百万円	38.24%	—

(注) 連結される子会社及び子法人等は、上記の重要な子会社等8社であります。

〔重要な業務提携の概況〕

1. 地方銀行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細など各種データの授受のサービスなどを行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
5. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
6. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
7. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
8. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービスを行っております。
9. 株式会社阿波銀行、株式会社伊予銀行及び株式会社四国銀行との提携により、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
10. 株式会社阿波銀行、株式会社伊予銀行及び株式会社四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。
11. 株式会社りそなホールディングスとの間で、デジタル分野における戦略的業務提携を締結しております。

7 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

1 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
綾 田 裕次郎	取締役頭取(代表取締役) 監査部 担当	一般社団法人香川県銀行協会 会長	—
香 川 亮 平	取締役副頭取兼CCO(代表取締役) コーポレートスタッフ部門統括、 コンプライアンス統括部、 秘書室 担当	一般財団法人百十四経済研究所 理事長 四国電力株式会社 社外取締役(監査等委員)	—
大 山 揮一郎	取締役専務執行役員(代表取締役) 市場・営業関連部門統括、 営業戦略部、業務支援部 担当		—
豊 嶋 正 和	取締役常務執行役員 リスク統括部、事務統括部、 事務集中部 担当		—
黒 川 裕 之	取締役常務執行役員 融資部 担当		—
金 本 英 明	取締役常務執行役員 コンサルティング部、地域創生部、 リテール推進部 担当		—
多 田 和 仁	取締役常務執行役員 総務部、市場国際部 担当		—
森 匡 史	取締役常務執行役員 経営企画部、人事部 担当		—
頼 富 俊 哉	取締役(常勤監査等委員)		(注) 1
組 橋 和 浩	取締役(常勤監査等委員)		(注) 1
伊 藤 純 一	取締役(社外取締役)(監査等委員)		(注) 3、4
山 田 泰 子	取締役(社外取締役)(監査等委員)		(注) 3、4
早 田 順 幸	取締役(社外取締役)(監査等委員)	企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 株式会社大気社 社外監査役	(注) 3、4
藤 本 智 子	取締役(社外取締役)(監査等委員)	藤本智子法律事務所 弁護士	(注) 3
小 西 範 幸	取締役(社外取締役)(監査等委員)	青山学院大学 副学長	(注) 3、4

- (注) 1.当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。その理由は、行内事情に精通した者による、執行部門からの日常的な報告聴取及び拠点の往査、並びに内部監査部門及び会計監査人との緊密な連携を通じて、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
- 2.当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。
 取締役 藤村 晶彦 2022年6月29日 任期満了により退任
 取締役 穴田 和久 2022年6月29日 任期満了により退任
- 3.当行は、取締役 伊藤純一氏、山田泰子氏、早田順幸氏、藤本智子氏及び小西範幸氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 4.伊藤純一氏は株式会社ニコンCFOとしての経験等を通じ、山田泰子氏は香川県会計管理者兼出納局長としての経験等を通じ、早田順幸氏は日本生命保険相互会社取締役としての経験等を通じ、小西範幸氏は青山学院大学副学長としての経験等を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5.当行は、執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位及び担当
白鳥 一雄	専務執行役員 本店営業部長 兼 宮脇支店長
近藤 弘行	常務執行役員 東京支店長 兼 東京公務担当部長
大平 正芳	常務執行役員 監査部長
小槌 和志	執行役員
澁江 政興	執行役員 リスク統括部長
佐久間 達也	執行役員 事務統括部長
東原 隆啓	執行役員 丸亀支店長 兼 丸亀東支店長
永田 光輝	執行役員 営業戦略部長
菅 弘	執行役員 今治支店長
井上 富晴	執行役員 観音寺支店長 兼 観音寺南支店長 兼 大野原支店長
對馬 敬生	執行役員 大阪支店長
大島 雄一	執行役員 経営企画部長
増田 博志	執行役員 岡山支店長 兼 清輝橋支店長 兼 岡山駅西口支店長

(ご参考) 2023年4月3日付で執行役員の地位及び担当の異動がありました。
その結果、会社役員及び取締役を兼務していない執行役員の状況は以下のとおりであります。

会社役員の場合

(2023年4月3日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
綾田 裕次郎	取締役頭取(代表取締役) 監査部 担当	一般社団法人香川県銀行協会 会長
香川 亮平	取締役副頭取兼CCO(代表取締役) コーポレートスタッフ部門統括、 コンプライアンス統括部、 秘書室 担当	一般財団法人百十四経済研究所 理事長 四国電力株式会社 社外取締役(監査等委員)
大山 揮一郎	取締役専務執行役員(代表取締役) 市場・営業関連部門統括、 営業戦略部、業務支援部 担当	
豊嶋 正和	取締役常務執行役員 リスク統括部、事務統括部、 事務集中部 担当	
黒川 裕之	取締役常務執行役員 融資部 担当	
金本 英明	取締役常務執行役員 コンサルティング部、地域創生部、 リテール推進部 担当	
多田 和仁	取締役常務執行役員 総務部、市場国際部 担当	
森 匡史	取締役常務執行役員 経営企画部、人事部 担当	
頼 富俊哉	取締役(常勤監査等委員)	
組橋 和浩	取締役(常勤監査等委員)	
伊藤 純一	取締役(社外取締役)(監査等委員)	
山田 泰子	取締役(社外取締役)(監査等委員)	
早田 順幸	取締役(社外取締役)(監査等委員)	企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 株式会社大気社 社外監査役
藤本 智子	取締役(社外取締役)(監査等委員)	藤本智子法律事務所 弁護士
小西 範幸	取締役(社外取締役)(監査等委員)	青山学院大学 副学長

取締役を兼務していない執行役員の状況

(2023年4月3日現在)

氏名	地位及び担当
白鳥 一雄	専務執行役員 本店営業部長 兼 宮脇支店長
近藤 弘行	常務執行役員 東京支店長 兼 東京公務担当部長
佐久間 達也	常務執行役員 監査部担当補佐
對馬 敬生	常務執行役員 監査部長
小槌 和志	執行役員
東原 隆啓	執行役員 丸亀支店長 兼 丸亀東支店長
永田 光輝	執行役員 観音寺支店長 兼 観音寺南支店長 兼 大野原支店長
菅 弘	執行役員 今治支店長
大島 雄一	執行役員 経営企画部長
増田 博志	執行役員 岡山支店長 兼 清輝橋支店長 兼 岡山駅西口支店長
橋本 和之	執行役員 事務統括部長
小西 昌伸	執行役員 営業戦略部長 兼 地域創生部長
小田 英城	執行役員 大阪支店長
岩根 正明	執行役員 市場国際部長
村松 貴幸	執行役員 融資部長

2 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりであります。

- ・ 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬（役員報酬B I P 信託）」を主な構成要素とする。
- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、取締役会において、各取締役が担う役割、責任及び成果に応じた適切かつ公正な体系のもと決定する。
- ・ 役位別、個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等における「基本報酬」、「賞与」、「業績連動型株式報酬」の割合は、各取締役に企業価値向上へのインセンティブが働くよう配慮して決定する。
- ・ 「基本報酬」については、経営環境や経営状況を踏まえ、取締役会において役位別支給額を定め、毎月支給する。
- ・ 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の客観性及び透明性を高めるため、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、互選により選出された独立社外取締役が委員長を務める「指名・報酬等ガバナンス協議会」（以下「協議会」という。）に諮問し、「協議会」は以下に定める事項につき審議のうえ取締役会に答申する。
 - (1) 役位別・個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の算定方法の妥当性
 - (2) 役位別・個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬の構成割合の妥当性
 - (3) 役位別・個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の妥当性
 - (4) 取締役の報酬制度全般に関する適切性
 - (5) その他
- ・ 取締役会は答申の内容を尊重するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等が全体としてバランスが取れたものであることに留意し決定を行う。
- ・ 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等についての意見を述べることができる。

個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に当たっては、「協議会」が決定方針に基づき上記のような多角的な検討を行い答申しており、取締役会もその答申を尊重していることから報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、経営に対する独立性を重視するため、職責が反映された基本報酬のみとし、報酬額は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 会社役員報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めに関する事項

当行の取締役の報酬等の総額は、2017年6月29日開催の第148期定時株主総会において以下のとおり決議されております。

i. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300百万円以内とする。

（当該総会後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名）

ii. 監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とする。

（当該総会後の監査等委員である取締役は6名）

iii. 上記報酬等の上限額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入する。当行が拠出する金銭の上限は、連続する3事業年度を対象として合計300百万円であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に交付等が行われる株式の総数は、3事業年度で上限6.6万株（2018年10月1日株式併合後）とする。

（当該総会後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名）

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 業績連動報酬等に関する事項

「賞与」については、単年度の業績に対する取締役の責任を明確にするため、あらかじめ取締役会で親会社株主に帰属する当期純利益（以下「連結当期純利益」という。）の達成状況により0%～130%の比率で変動する役位別支給額を定めております。個人別の「賞与」額は、業績の確定後、役位別支給額に各取締役の通年評価等を加味して取締役会で決定し年1回支給しております。

・「賞与」に係る指標の目標及び実績

「賞与」に係る指標としている連結当期純利益は91億円の実績を計上しております。なお、2022年10月27日に公表した2023年3月期の連結当期純利益の予想値は80億円でした。

・サステナビリティ経営に関する目標との連動

長期ビジョン実現に向けたチャレンジを促進し、地域の環境・社会価値とグループの経済価値の両立をめざす一環として、「賞与」に係る指標としてサステナビリティ経営に関する目標（CO₂排出量削減〔E〕・女性管理職比率向上〔S〕・政策保有株式削減〔G〕）の進捗状況により変動する役位別支給額を定めております。（2023年度以降）

⑤ 非金銭報酬等の内容

「業績連動型株式報酬」については、中長期的な業績と報酬等との連動性を明確にするため、あらかじめ取締役会で中期経営計画を踏まえた連結当期純利益等の業績目標の達成状況により0%～150%の比率で変動する役位別ポイントの算定方法を決定しております。ポイントは毎年付与し、取締役在任中の累積ポイントに基づき、原則として取締役退任後に株式及び株式を一部現金化して支給しております。

・「業績連動型株式報酬」に係る指標の目標及び実績

「業績連動型株式報酬」に係る主な指標としている連結当期純利益は91億円の実績を計上しております。

なお、2022年10月27日に公表した2023年3月期の連結当期純利益の予想値は80億円でした。

また、中期経営計画における連結当期純利益の目標は60億円以上（最終年度である2022年度目標）であります。

⑥ 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	
			金銭報酬		非金銭報酬
			基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬
取締役（監査等委員を除く）	10人	287	173	49	64
取締役（監査等委員）	7人	76	76	—	—
計	17人	363	249	49	64

(注) 1. 「支給人数」及び「報酬等」の額には、2022年6月29日開催の第153期定時株主総会終結の時をもって退任した2名を含めております。

2. 当行の使用人を兼ねている会社役員は該当ありません。

3 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
取締役（監査等委員）伊 藤 純 一	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
取締役（監査等委員）山 田 泰 子	
取締役（監査等委員）早 田 順 幸	
取締役（監査等委員）藤 本 智 子	
取締役（監査等委員）小 西 範 幸	

4 補償契約

該当事項はありません。

5 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行の取締役	<p>イ.被保険者の実質的な保険等負担割合 保険料は特約部分も含め銀行負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。</p> <p>ロ.填補の対象となる保険事故の概要 特約部分も合わせ、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補します。</p> <p>ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。</p> <p>ハ.役員等の職務の適正性が損なわれないための措置 保険契約に免責額及び縮小填補の定めを設けており、被保険者に一定の負担を求める内容としております。</p>

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
取締役（監査等委員）早田 順 幸	企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長（当行と同社との関係で記載すべき事項はありません。） 株式会社大気社 社外監査役（当行と同社との関係で記載すべき事項はありません。）
取締役（監査等委員）藤本 智 子	藤本智子法律事務所 弁護士（当行と同事務所との関係で記載すべき事項はありません。）
取締役（監査等委員）小西 範 幸	青山学院大学 副学長（当行と同法人との関係で記載すべき事項はありません。）

2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
取締役（監査等委員）伊藤純一	6年 10か月	取締役会 12回開催のうち 12回出席 監査等委員会 13回開催のうち 13回出席	伊藤氏は、金融機関等の経営者としての豊富な経験と高い識見に基づき、特に、収益管理やリスク管理等の観点から当行経営に資する積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）山田泰子	3年 10か月	取締役会 12回開催のうち 12回出席 監査等委員会 13回開催のうち 13回出席	山田氏は、公職を歴任した豊富な経験と専門的な知見に基づき、特に、地方創生への取組みや顧客サービス及びダイバーシティの観点から積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）早田順幸	3年 10か月	取締役会 12回開催のうち 11回出席 監査等委員会 13回開催のうち 12回出席	早田氏は、金融機関等の経営者としての豊富な経験と高い識見に基づき、また、現役の企業経営者としての知見を活かし、特に、経営改革や企業風土改革の観点から積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）藤本智子	1年 10か月	取締役会 12回開催のうち 12回出席 監査等委員会 13回開催のうち 13回出席	藤本氏は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見に基づき、特に、法務リスクやコンプライアンスの観点から積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）小西範幸	0年 10か月	取締役会 9回開催のうち 9回出席 監査等委員会 9回開催のうち 9回出席	小西氏は、学識者としての豊富な経験と専門的な知見に基づき、特に、財務会計・財務報告・内部監査の適切な運営や地方創生への取組み等について積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

(注) 取締役（監査等委員）小西範幸氏につきましては、2022年6月29日就任後の状況を記載しております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
取締役（監査等委員）	5人	37	—
報酬等の合計	5人	37	—

4 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

1 株 式 数

発行可能株式総数 99,300千株

発行済株式の総数 29,100千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 当年度末株主数 24,569名

3 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,504千株	8.63%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,619	5.58
百十四銀行従業員持株会	669	2.30
日本生命保険相互会社	629	2.17
太平洋セメント株式会社	595	2.05
難波ホールディングス株式会社	556	1.91
日本ハム株式会社	505	1.74
住友生命保険相互会社	500	1.72
明治安田生命保険相互会社	490	1.69
株式会社タダノ	438	1.51

(注) 1.持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2.持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(103千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3.太平洋セメント株式会社の持株数等のうち595千株は退職給付信託に拠出しておりますが、議決権の指図権は同社が留保しております。

4.日本ハム株式会社の持株数等のうち373千株は退職給付信託に拠出しておりますが、議決権の指図権は同社が留保しております。

4 役員保有株式

取締役 (監査等委員を除く)	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)	
		普通株式	10,587株
	2人		

5. 当行の新株予約権等に関する事項

1 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く)	イ 2014年ストックオプション ①新株予約権の割当日：2014年7月25日 ②新株予約権の数：114個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 1,140株 ④新株予約権の行使期間：2014年7月26日～2044年7月25日 ⑤権利行使価額：1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	1名
	ロ 2015年ストックオプション ①新株予約権の割当日：2015年7月24日 ②新株予約権の数：172個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 1,720株 ④新株予約権の行使期間：2015年7月25日～2045年7月24日 ⑤権利行使価額：1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2名
	ハ 2016年ストックオプション ①新株予約権の割当日：2016年7月26日 ②新株予約権の数：368個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 3,680株 ④新株予約権の行使期間：2016年7月27日～2046年7月26日 ⑤権利行使価額：1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 2018年10月1日付株式会社併合（10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

2 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等 該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 長尾 礎樹 指定有限責任社員 川口 輝朗	86	(注)1、3

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画日数・配員計画等から見積もられた報酬額について、会計監査の職務遂行状況及び監査等委員会の定める「会計監査人評価基準」に基づき報酬見積りの相当性等を確認した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の「当該事業年度に係る報酬等」には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 報酬等には公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価として支払うべき報酬等が含まれております。なお、非監査業務の内容は「基礎的内部格付手法への移行に関わる業務委託」であります。
4. 当行の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に、当行・子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は90百万円であります。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 補償契約

該当事項はありません。

4 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することとします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当行は、経営理念に基づき、地域社会やお客さまからの揺るぎない信頼を得るため、内部統制システムの整備に係る基本方針を以下のとおり定め、業務の健全性・適切性を確保する態勢を整備しております。

1 業務の適正を確保するための体制

① 法令等遵守態勢

(取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制)

- ・「百十四銀行 行動指針」、[百十四銀行倫理規定]、及び「コンプライアンス規定」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範とします。
- ・当行のコンプライアンスの最高責任者であるCCOの統括管理のもと、コンプライアンス統括部においてコンプライアンスに関して一元的に管理・指導を行います。また、CCOを委員長とするコンプライアンス委員会において組織横断的な議論を行い、体制の整備・高度化を図ることでコンプライアンスを浸透させ、信頼される企業基盤の確立につなげます。
- ・内部監査部門である監査部は、コンプライアンスの状況について監査を実施します。
- ・コンプライアンスに関する通報及び各種相談を受付ける内部通報窓口「‘ほっとダイヤル」をはじめ、情報の提供及び収集手段を整備・運営します。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と当行及びグループ全体をあげて対決し、同勢力からの不当要求を断固として拒絶するとともに関係遮断を徹底します。
- ・「マネー・ローダリング等防止ポリシー」のもと、マネー・ローダリング等防止態勢を整備し、当行及び子会社等が犯罪資金の経路として利用されることを防止します。

② 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- ・「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、適切に保存及び管理（廃棄を含む）するものとし、取締役が、これらの文書等を閲覧できる体制を構築します。

③ リスク管理態勢

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- ・「リスク管理基本規定」において、管理対象とするリスクを定義したうえで、それぞれの管理部署を定め、適切なリスク管理を行います。
- ・リスクの適切な管理に必要な牽制機能が発揮される組織体制及び規定類を整備し、役割と責任を明確にしたコントロール活動を通じて、各種リスクを統合的に評価、モニタリングし継続的に管理することを、リスク管理の基本方針とします。
- ・人材の育成や教育・研修活動を通じてリスク管理を重視する風土の醸成に取り組みます。
- ・リスク統括部において当行全体のリスクを網羅的・総括的に把握・管理するとともに、頭取を委員長とするリスク管理委員会において組織横断的な議論を行い、各種リスクの管理状況に対する認識を深め、リスクを正確に把握し、その成果をリスク管理体制の整備・高度化に反映させることにより、経営の健全性と透明性の向上をめざします。
- ・緊急時の基本原則、対応態勢の重要事項を定めた緊急時対策規定等を整備し、緊急事態発生時において適切に対応します。
- ・内部監査部門である監査部は、リスク管理の状況について監査を実施します。

④ 取締役の効率的な職務執行態勢

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ・取締役会において取締役の職務分担を定めるとともに、「内規」、「職務権限規定」により各部室の職務分掌及び職務権限を明確に規定することにより、職務執行の効率性を確保します。
- ・経営目標を明確に設定し、目標達成に必要な戦略及び管理指標を定め、その進捗状況及び評価を定期的に取り締役に確実に伝達する体制を構築する等、取締役の職務執行が効率的に行われるための改善を継続的に行います。

⑤ グループ経営管理態勢

(当行及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- ・子会社等は、「リスク管理基本規定」において、管理対象とするリスクを定義し、適切なリスク管理を行います。

-
- ・子会社等は、「倫理規定」、「コンプライアンスマニュアル（コンプライアンス規定）」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
 - ・「百十四グループ会社運営管理基準書」に従い、当行と子会社等がお客さまに対し総合的かつ高度な金融サービスを提供できるよう、その機能の強化につとめます。
 - ・当行と子会社等は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備します。
 - ・当行と子会社等は、保有する反社会的勢力の情報を共有し、グループ全体をあげて反社会的勢力との関係遮断を徹底します。
 - ・当行と子会社等で締結した「監査に関する協定書」に基づき、監査部が業務運営態勢、法令等遵守態勢等を監査項目としてリスクベース監査を実施し、内部統制のモニタリングを行い、企業集団における業務の適正の確保を図ります。
 - ・子会社等はその機能・役割に応じ、当行の関連各部室と連携をとって業務を進めて行くこととし、経営企画部がこれらを組織横断的に統括し管理します。

⑥ 監査等委員会の監査業務の補助等に関する事項

(監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

- ・監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を置き、専属の使用人を配置します。専属の使用人の考課及び異動等については監査等委員会の意見を尊重します。
- ・専属の使用人は、監査等委員会の指示のもと、必要な調査権限及び情報収集権限をもって、その責務を遂行し、監査業務を補助します。

⑦ 監査等委員会への報告及び監査の実効性確保に関する態勢

(取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の監査費用の処理に係る方針に関する事項、並びに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- ・取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに違反する事項等を速やかに報告する体制を整備します。

-
- ・ 監査等委員会へ報告を行った者は、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないものとします。
 - ・ 報告の対象範囲及び方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、代表取締役と監査等委員の協議により決定する方法によります。
 - ・ 監査等委員の職務執行について生じる費用については、予算を設けております。また、有事における監査費用等の予算外の費用については、所定の手続を経て前払または償還するものとします。
 - ・ 監査等委員に対し、経営執行会議及び委員会に出席し意見を述べる機会を提供するほか、委員会の下部機関である各部会にオブザーバーとして参加する機会も提供し、役職員と業務執行に関し議論・意見交換を行う場を創出します。
 - ・ 監査等委員と代表取締役は、定期的に意見交換会を開催します。
 - ・ 内部監査部門は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力する等、連携の強化・充実につとめます。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 法令等遵守態勢

- ・ 「百十四銀行 行動指針」、「百十四銀行倫理規定」、「コンプライアンス規定」等に基づき研修及び臨店指導などのコンプライアンス教育を実施することで、コンプライアンス意識の醸成・浸透を図っております。
- ・ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス態勢の整備状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて管理方法等の見直しを行っております。また、当行のコンプライアンスの最高責任者であるCCOの統括管理のもと、コンプライアンス統括部がコンプライアンスに関して一元的に管理・指導を行う体制を整備しております。
- ・ 内部通報窓口「‘ほっと’ダイヤル」をはじめ、職員向けアンケートの実施、コンプライアンス統括部によるコンプライアンス臨店の強化など、職員から様々な情報を収集する手段の整備・拡充に取り組んでおります。
- ・ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」等に基づき、暴力団排除条項の適用及び反社会的勢力に関するデータの収集・整備強化により、関係遮断及び排除の実施を進めております。
- ・ マネー・ローンダリング等の防止については、「マネー・ローンダリング等防止ポリシー」のもと、金融庁ガイドラインや「マネー・ローンダリング等防止規定」に基づき、各種リスク低減策やモニタリングを実施しております。

-
- ・法令等遵守態勢の高度化を進め、情報漏洩等のコンプライアンス違反を抑制するため、「セキュリティポリシー（情報資産保護基本方針規定）」のもと、当行の保有する情報資産を適切に保護し管理する態勢を構築しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

- ・「文書管理規定」に基づき、経営執行会議等の議事録及びその他の文書等の保存・管理を実施し、取締役が必要に応じて速やかに閲覧できる管理態勢を構築しております。

③ リスク管理態勢

- ・「リスク管理基本規定」に基づき、リスク管理の総合方針及びリスク別管理方針を見直し、各種施策を策定・実施することで、リスク管理の高度化を進めております。
- ・リスク管理における所管部署の役割と責任を規定等で明確化するとともに、定期的な教育・研修で、リスク管理を重視する風土の醸成を図っております。
- ・リスク管理委員会及び収益管理委員会は、各種リスクの状況や、リスク・リターンの分析結果等について定期的に報告を受け、必要に応じてリスク管理方法等の見直しを行っております。
- ・感染症や自然災害、システム障害等、当行の業務継続が脅かされる緊急事態において、速やかに業務を再開するための業務継続体制を整備しております。

④ 取締役の効率的な職務執行態勢

- ・執行役員制度及び監査等委員会の機能活用等により、取締役会の業務執行と監督機能の分離等を進め、経営の意思決定の迅速化を図っております。
- ・中期経営計画の戦略施策の遂行状況及び管理指標の進捗状況について、収益管理委員会（月次）並びに取締役会（四半期）へ報告のうえ、不芳な項目については課題を抽出し対策を講じております。

⑤ グループ経営管理態勢

- ・各子会社は、「リスク管理基本規定」に基づき、管理対象となるリスクを定義し管理方針を定める等、リスク管理の高度化に取り組んでおります。
- ・各子会社は「倫理規定」及び「コンプライアンスマニュアル（コンプライアンス規定）」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範としております。
- ・財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」等に基づき当行グループの内部統制管理体制を構築・運営するとともに、財務報告の効率化と堅確化に取り組んでおります。

-
- ・ 当行及び各子会社の方針、経営戦略、規制・法令対応等について情報共有することで、お客さまに対し総合的かつ高度な金融サービスを提供できるようつとめております。
 - ・ 当行及び各子会社は、保有する反社会的勢力の情報を共有し、グループ全体をあげて反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

⑥ 監査等委員会の監査業務の補助等に関する事項

- ・ 監査等委員会直属である監査等委員会室に監査業務の補助に足る能力・経験等を有する専属のスタッフを配置しております。
- ・ 監査等委員会室スタッフは、監査等委員会の指示のもと、必要な調査及び情報収集を行い、監査業務を補助しております。

⑦ 監査等委員会への報告及び監査の実効性確保に関する態勢

- ・ 取締役及び使用人等は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに違反する事項等を適宜報告しております。また、必要に応じて報告体制の見直しを行っております。
- ・ 経営執行会議及び各種委員会等への参加又は議案書の閲覧を通じて、監査等委員が業務執行に関して意見を述べる体制を整備しております。
- ・ 常勤監査等委員と代表取締役は「役員情報交換会」、社外監査等委員と業務執行取締役は「フリートークセッション」、社外監査等委員とCCOは「CCOとの情報交換会」を定期的を開催し、情報・意見交換を実施しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

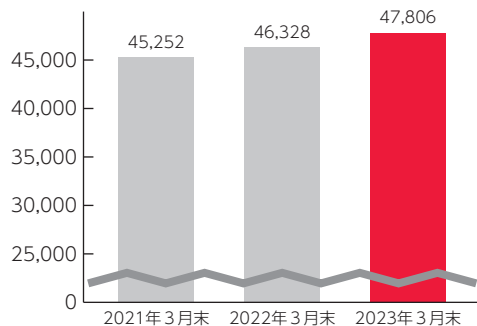
該当事項はありません。

ご参考

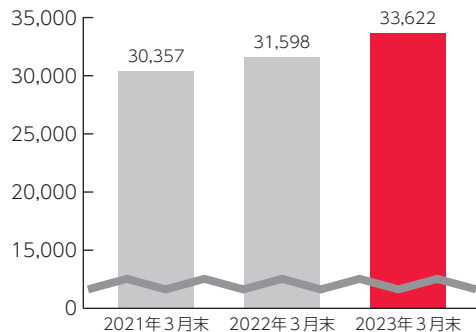
財務ハイライト・非財務ハイライト

▶ 財務ハイライト

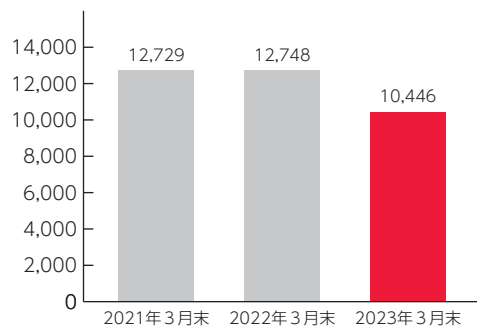
(連結) 総預金残高 (億円)



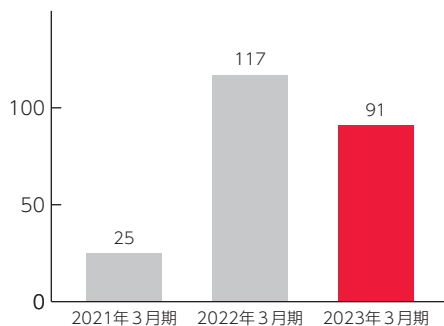
(連結) 貸出金残高 (億円)



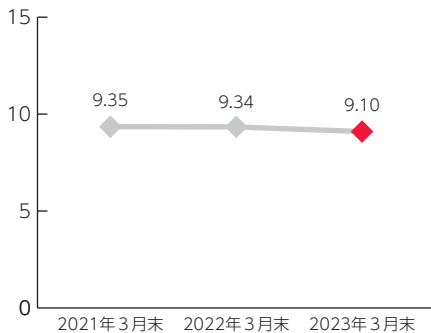
(連結) 有価証券残高 (億円)



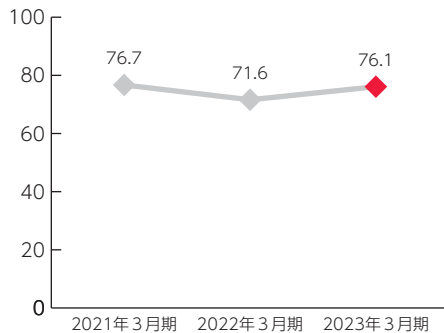
親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)



(連結) 自己資本比率 (%)

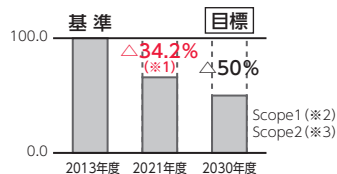


(単体) OHR (%)



▶ 非財務ハイライト

CO₂ 排出量削減率 E



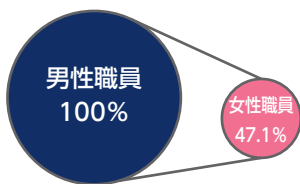
- ※ 1 2022年度の削減実績については確定次第、当行ホームページに掲載いたします。
- ※ 2 当行自身が燃料（ガソリン等）を燃焼等することにより直接的に発生するCO₂排出量
- ※ 3 他社から供給された電気等を使用することにより間接的に発生するCO₂排出量

男性の育児休業等取得率 S



※ 育児目的の休暇を含む

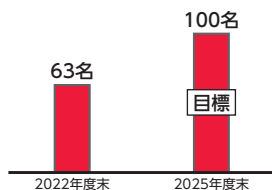
男女の賃金格差 S



2022年度末

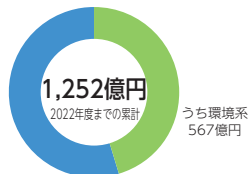
※ 全労働者（正規雇用労働者及びパート・有期労働者）を対象とした比率

114 マスター制度「マスター」認定者数 S



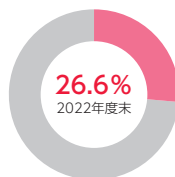
※ 当行独自の認定制度。銀行業務をコンサルティング、融資管理、ライフプラン、DXなど8分野に分類し、それぞれ3段階で認定した最上位資格。研修受講や営業実績に加え、FP1級や中小企業診断士等の難関資格取得を認定条件としております。

サステナブルファイナンス 投融資累計額 E S



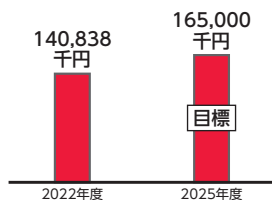
目標 対象期間：2021年度～2030年度の10年間
目標金額：投融資累計額5,000億円
(うち環境系2,000億円)

女性管理職比率 S



※ 管理職は支店長代理（営業店）、調査役（本部）以上

人材育成投資額 S



※ 外部講師費用、行外研修派遣費用、試験及び通信講座補助、長期トレーニング派遣者人件費、研修会館管理費用等

独立社外取締役の選任状況 G



第154期末貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,197,718	預金	4,704,117
現金	38,557	当座預金	292,186
預け金	1,159,160	普通預金	3,029,837
買入金銭債権	34,730	貯蓄預金	92,056
商品有価証券	9	通知預金	28,765
商品国債	9	定期預金	1,035,264
有価証券	1,046,139	その他の預金	226,006
国債	38,899	譲渡性預金	91,767
地方債	391,987	コールマネー	20,360
社債	197,318	借入金	614,855
株式	112,898	借入金	614,855
その他の証券	305,035	外国為替	248
貸出金	3,366,820	売渡外国為替	204
割引手形	13,458	未払外国為替	43
手形貸付	70,666	その他負債	64,845
証書貸付	2,848,875	未決済為替借	138
当座貸越	433,819	未払法人税等	960
外国為替	19,938	未払費用	4,703
外国他店預け	18,504	前受収益	1,059
買入外国為替	113	従業員預り金	3,453
取立外国為替	1,319	金融派生商品	21,000
その他資産	66,619	金融商品等受入担保金	926
未決済為替貸	163	リース債務	731
前払費用	218	資産除去債務	266
未収収益	4,187	その他の負債	31,604
金融派生商品	18,768	役員賞与引当金	49
金融商品等差入担保金	39,298	睡眠預金払戻損失引当金	163
その他の資産	3,983	偶発損失引当金	69
有形固定資産	33,234	株式報酬引当金	181
建物	6,342	繰延税金負債	1,640
土地	24,473	再評価に係る繰延税金負債	5,077
リース資産	694	支払承諾	19,898
建設仮勘定	30	負債の部合計	5,523,275
その他の有形固定資産	1,693	純資産の部	
無形固定資産	3,316	資本金	37,322
ソフトウェア	3,003	資本剰余金	24,920
その他の無形固定資産	312	資本準備金	24,920
前払年金費用	11,475	利益剰余金	177,145
支払承諾見返	19,898	利益準備金	12,402
貸倒引当金	△15,350	その他利益剰余金	164,742
		固定資産圧縮積立金	273
		別途積立金	153,661
		繰越利益剰余金	10,808
		自己株式	△513
		株主資本合計	238,875
		その他有価証券評価差額金	14,287
		繰延ヘッジ損益	138
		土地再評価差額金	7,952
		評価・換算差額等合計	22,377
		新株予約権	21
		純資産の部合計	261,274
資産の部合計	5,784,550	負債及び純資産の部合計	5,784,550

第154期損益計算書 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		75,998
資金運用収益	48,087	
貸出金利息	32,833	
有価証券利息配当金	13,864	
コールローン利息	58	
預け金利息	1,037	
その他の受入利息	292	
信託報酬	1	
役務取引等収益	10,724	
受入為替手数料	2,824	
その他の役務収益	7,900	
その他業務収益	13,040	
外国為替売買益	6,437	
商品有価証券売買益	5	
国債等債券売却益	434	
金融派生商品収益	6,163	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	4,144	
償却債権取立益	322	
株式等売却益	2,992	
その他の経常収益	828	
経常費用		64,126
資金調達費用	7,906	
預金利息	3,473	
譲渡性預金利息	16	
コールマネー利息	583	
債券貸借取引支払利息	203	
借用金利息	1,829	
金利スワップ支払利息	1,426	
その他の支払利息	373	
役務取引等費用	3,834	
支払為替手数料	382	
その他の役務費用	3,451	
その他業務費用	18,036	
国債等債券売却損	17,999	
国債等債券償却	37	
営業経費	32,224	
その他経常費用	2,124	
貸倒引当金繰入額	93	
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	37	
貸出金償却	1,415	
株式等売却損	127	
株式等償却	5	
その他の経常費用	445	
経常利益		11,872

次頁へ続く

(単位：百万円)

科目	金額	
特別利益		18
固定資産処分益	0	
子会社清算益	17	
特別損失		137
固定資産処分損	74	
減損損失	63	
税引前当期純利益		11,752
法人税、住民税及び事業税	2,466	
法人税等調整額	982	
法人税等合計		3,448
当期純利益		8,303

第154期株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	37,322	24,920	24,920
当期変動額			
剰余金の配当			
別途積立金積立			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
自己株式の消却			
土地再評価 差額金取崩額			
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	37,322	24,920	24,920

	株 主 資 本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	12,402	273	148,661	12,213	173,550	△2,030	233,763
当期変動額							
剰余金の配当				△2,198	△2,198		△2,198
別途積立金積立			5,000	△5,000	-		-
当期純利益				8,303	8,303		8,303
自己株式の取得						△1,001	△1,001
自己株式の処分				△0	△0	31	31
自己株式の消却				△2,486	△2,486	2,486	-
土地再評価 差額金取崩額				△24	△24		△24
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	5,000	△1,405	3,594	1,516	5,111
当期末残高	12,402	273	153,661	10,808	177,145	△513	238,875

次頁へ続く

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	25,579	2,611	7,927	36,118	21	269,903
当期変動額						
剰余金の配当						△2,198
別途積立金積立						－
当期純利益						8,303
自己株式の取得						△1,001
自己株式の処分						31
自己株式の消却						－
土地再評価 差額金取崩額						△24
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△11,292	△2,472	24	△13,741	－	△13,741
当期変動額合計	△11,292	△2,472	24	△13,741	－	△8,629
当期末残高	14,287	138	7,952	22,377	21	261,274

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 10年～50年 その他 5年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法により償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。なお、その他有価証券（債券）の換算差額については、為替による影響も含めてその他有価証券評価差額金として処理しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,191百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：各発生時に全額損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理方法と異なっております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、役員報酬BIP信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規定に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等の金融サービスに係る役務提供により計上される収益であり、当該役務提供により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産について、ヘッジ対象(日本国債及び米国債)とヘッジ手段(金利スワップ取引)を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等（外国証券及び外貨貸出）に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

（「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係）

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（日本公認会計士協会実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ
ヘッジ手段 …金利スワップ
ヘッジ対象 …有価証券
ヘッジ取引の種類…相場変動を相殺

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

10. その他採用した重要な会計方針

投資信託（除くETF）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

当事業年度は、「有価証券利息配当金」に投資信託の解約・償還益4,186百万円を計上しております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより投資信託を、投資信託財産が金融商品である投資信託と不動産である投資信託に区分し、市場における取引価格の有無、重要な解約等の制限の有無及び基準価額を時価とみなす取扱いの可否等の判定を行い、時価を算定することといたしました。この変更による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

(貸倒引当金)

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金 15,350百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸出金等の回収可能性は、主として国内外の景気動向、地元香川県を中心に広域店舗網が存在する地域で事業を営む債務者の経営状況、担保不動産の下落及び新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により変動します。そのため、債務者区分ごとに将来の貸倒れによる予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

貸倒引当金の算出における主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者ごとの将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における債務者ごとの将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症及びロシアによるウクライナ侵攻がサプライチェーンに及ぼす物価高・資源高の影響や地域経済の状況の変化等を踏まえ、債務者の財務内容、返済能力等を評価しております。また、これに加え、債務者ごとの経営改善計画等の進捗状況等に基づく債務返済能力を個別に評価しております。

なお、新型コロナウイルス感染症特別貸付の返済が開始されることで、一部では資金繰り破綻のリスクが高まる可能性があるものの、新型コロナウイルス感染症の収束による企業活動の正常化が進むとともに、政府による新たな借換保証制度の開始等により、債務者区分の判定等に大きな影響は生じないとの仮定を置き、貸倒引当金を計上しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

上記「②主要な仮定」は債務者を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否等によって影響を受けることになるため不確実性を伴います。したがって、当初の見積りに用いた仮定の変化により、想定していなかった大口債務者の業況悪化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の悪化等が生じた場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(役員報酬B I P信託)

当行は、当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「当行取締役」という。）を対象とした、役員報酬B I P信託を導入しております。

1. 取引の概要

役員報酬B I P信託は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とした役員インセンティブ・プランであり、役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが当行取締役に付与され、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭が当行取締役の退任時に交付又は給付される株式報酬型の役員報酬であります。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

3. 信託が所有する自社の株式に関する事項

- (1) 信託における帳簿価額は226百万円であります。

- (2) 信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

- (3) 期末株式数は76千株、期中平均株式数は79千株であります。

- (4) 上記(3)の期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,363百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に10,099百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,095百万円
危険債権額	29,488百万円
要管理債権額	26,087百万円
三月以上延滞債権額	374百万円
貸出条件緩和債権額	25,712百万円
小計額	60,670百万円
正常債権額	3,353,477百万円
合計額	3,414,148百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,572百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	561,172百万円
	貸出金	130,080百万円
担保資産に対応する債務	預金	17,040百万円
	借入金	604,762百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券71百万円及びその他（金融商品等差入担保金）30,000百万円を差し入れております。

また、子会社及び子法人等の借入金等の担保に供している資産はありません。

なお、その他資産には、上記のほか、金融商品等差入担保金（為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として差し入れているものを除く）9,298百万円、保証金及び敷金1,544百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,034,996百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが940,146百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 12,322百万円

- | | |
|--|-----------|
| 8. 有形固定資産の減価償却累計額 | 32,030百万円 |
| 9. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 2,396百万円 |
| 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は23,707百万円であります。 | |
| 11. 関係会社に対する金銭債権総額 | 9,938百万円 |
| 12. 関係会社に対する金銭債務総額 | 16,103百万円 |
| 13. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 | |

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る資本準備金又は利益準備金の計上額はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 360百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 170百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 52百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | －百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 33百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 1,270百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 2,096百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | －百万円 |
2. 当事業年度において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額63百万円を「減損損失」として「特別損失」に計上しております。

場 所	主な用途	種 類	減損損失 (百万円)			
			うち土地	うち建物	うち動産	
香川県内	営業用資産 16か所	土地、建物 及び動産	60	20	38	2
	遊休資産 11か所	土地	1	1	－	－
香川県外	営業用資産 1か所	建物及び動産	0	－	0	0
	遊休資産 2か所	土地	0	0	－	－
合 計			63	21	39	2

当行は、営業用店舗については、営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店（又はエリア）をグループの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。正味売却価額による場合は「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除し算出しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	506	584	910	180	注1,2,3
合計	506	584	910	180	

- (注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式がそれぞれ87千株、76千株含まれております。
2. 自己株式数の増加584千株は、取締役会決議に基づく取得による増加583千株及び単元未満株式の買取請求による増加0千株であります。
3. 自己株式数の減少910千株は、自己株式の消却による減少900千株、役員報酬BIP信託から対象者への交付による減少10千株及び単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	地方債	36,900	37,068	168
	小 計	36,900	37,068	168
合 計		36,900	37,068	168

3. 子会社株式及び関連法人等株式 (2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	2,313
関連法人等株式	50

4. その他有価証券 (2023年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株 式	98,154	41,412	56,741
	債 券	59,556	59,346	209
	国 債	18,178	18,118	59
	地方債	19,786	19,669	116
	社 債	21,591	21,558	33
	その他	56,050	55,650	399
	小 計	213,761	156,410	57,350
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株 式	9,991	11,814	△1,823
	債 券	531,748	546,454	△14,705
	国 債	20,721	22,852	△2,131
	地方債	335,300	344,350	△9,050
	社 債	175,726	179,250	△3,523
	その他	244,695	265,185	△20,489
	小 計	786,436	823,454	△37,018
合 計		1,000,197	979,864	20,332

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (* 1) (* 2)	2,388
組合出資金等 (* 3) (* 4)	4,289

(* 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(* 2) 当事業年度において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(* 4) 当事業年度において、組合出資金について37百万円減損処理を行っております。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
該当ありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	7,530	2,992	127
債 券	299,313	299	7,128
国 債	210,121	245	6,779
地方債	58,610	48	96
社 債	30,581	5	252
その他	158,855	134	10,870
合 計	465,699	3,426	18,126

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末日における時価が取得原価と比べ50%以上下落している場合は全銘柄を著しい下落であると判定し、30%以上50%未満下落している場合は、過去の一定期間における時価の推移及び当該発行会社の業績等を勘案し判定しております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	11,253百万円
貸倒引当金	5,768
退職給付引当金	1,256
減価償却費	1,015
賞与引当金	448
有価証券評価損	325
その他	2,097
繰延税金資産小計	22,166
評価性引当額	△6,232
繰延税金資産合計	15,933
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△17,298
繰延ヘッジ利益	△137
その他	△137
繰延税金負債合計	△17,573
繰延税金資産の純額	△1,640百万円

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社等	百十四総合保証株式会社	所有 直接 42.86%	各種ローンの被債務保証取引 役員の兼任	ローン債権の被保証	460,217	—	—
				保証料の支払	742	未払費用	62
				代位弁済受入額	374	—	—

(注)保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し決定しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	9,033円84銭
1株当たりの当期純利益金額	285円68銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	285円62銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている役員報酬B I P信託に残存する自社の株式は、1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数は76千株であります。また、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式の期中平均株式数は79千株であります。

(ストック・オプション関係)

ストック・オプションに関する注記事項については連結計算書類に記載しているため記載を省略しております。

(ご参考)

信託財産残高表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
信 託 受 益 権	9	金 銭 信 託	191
現 金 預 け 金	182		
合 計	191	合 計	191

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産一百万円
3. 元本補てん契約のある信託については、2023年3月31日現在取扱残高はありません。

第154期末連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,197,854	預金	4,696,403
買入金銭債権	34,950	譲渡性預金	84,267
商品有価証券	9	コールマネー及び売渡手形	20,360
有価証券	1,044,665	借入金	624,432
貸出金	3,362,245	外国為替	248
外国為替	19,938	その他負債	73,773
リース債権及びリース投資資産	18,677	役員賞与引当金	49
その他資産	70,679	退職給付に係る負債	248
有形固定資産	36,867	役員退職慰労引当金	38
建物	8,630	睡眠預金払戻損失引当金	163
土地	25,218	偶発損失引当金	69
建設仮勘定	30	株式報酬引当金	181
その他の有形固定資産	2,987	繰延税金負債	3,048
無形固定資産	4,406	再評価に係る繰延税金負債	5,077
ソフトウェア	3,111	支払承諾	19,898
その他の無形固定資産	1,295	負債の部合計	5,528,260
退職給付に係る資産	15,948	純資産の部	
繰延税金資産	732	資本金	37,322
支払承諾見返	19,898	資本剰余金	30,486
貸倒引当金	△17,514	利益剰余金	187,908
		自己株式	△513
		株主資本合計	255,204
		その他有価証券評価差額金	14,669
		繰延ヘッジ損益	138
		土地再評価差額金	7,952
		退職給付に係る調整累計額	3,113
		その他の包括利益累計額合計	25,873
		新株予約権	21
		純資産の部合計	281,098
資産の部合計	5,809,359	負債及び純資産の部合計	5,809,359

第154期連結損益計算書 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		84,888
資金運用収益	47,866	
貸出金利息	32,898	
有価証券利息配当金	13,577	
コールローン利息及び買入手形利息	58	
預け金利息	1,037	
その他の受入利息	294	
信託報酬	1	
役務取引等収益	12,175	
その他業務収益	13,040	
その他経常収益	11,804	
償却債権取立益	323	
その他の経常収益	11,481	
経常費用		71,592
資金調達費用	7,907	
預金利息	3,473	
譲渡性預金利息	15	
コールマネー利息及び売渡手形利息	583	
債券貸借取引支払利息	203	
借入金利息	1,861	
その他の支払利息	1,768	
役務取引等費用	3,144	
その他業務費用	18,036	
営業経費	34,215	
その他経常費用	8,289	
貸倒引当金繰入額	225	
その他の経常費用	8,064	
経常利益		13,295
特別利益		61
固定資産処分益	61	
特別損失		147
固定資産処分損	84	
減損損失	63	
税金等調整前当期純利益		13,209
法人税、住民税及び事業税	3,056	
法人税等調整額	979	
法人税等合計		4,036
当期純利益		9,172
親会社株主に帰属する当期純利益		9,172

第154期連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,322	30,486	183,444	△2,030	249,223
当期変動額					
剰余金の配当			△2,198		△2,198
親会社株主に帰属する当期純利益			9,172		9,172
自己株式の取得				△1,001	△1,001
自己株式の処分			△0	31	31
自己株式の消却			△2,486	2,486	—
土地再評価 差額金取崩額			△24		△24
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	4,463	1,516	5,980
当期末残高	37,322	30,486	187,908	△513	255,204

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	25,891	2,611	7,927	△1,339	35,091	21	284,336
当期変動額							
剰余金の配当							△2,198
親会社株主に帰属する当期純利益							9,172
自己株式の取得							△1,001
自己株式の処分							31
自己株式の消却							—
土地再評価 差額金取崩額							△24
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△11,222	△2,472	24	4,452	△9,218	—	△9,218
当期変動額合計	△11,222	△2,472	24	4,452	△9,218	—	△3,238
当期末残高	14,669	138	7,952	3,113	25,873	21	281,098

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等 8社
会社名
日本橋不動産 株式会社
百十四ビジネスサービス 株式会社
株式会社 百十四人材センター
株式会社 百十四システムサービス
株式会社 百十四ジェーシービーカード
株式会社 百十四ディーシーカード
百十四総合保証 株式会社
百十四リース 株式会社
なお、百十四財田代理店株式会社は、2022年6月24日に清算終了しておりますが、清算までの損益計算書については連結しております。
 - (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - (2) 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
 - (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - (4) 持分法非適用の関連法人等 2社
四国アライアンスキャピタル 株式会社、Shikokuブランド 株式会社
持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の適用範囲から除外しております。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年	その他	5年～15年
-----	---------	-----	--------

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法により償却しております。
5. 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,191百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、役員報酬BIP信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規定に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：各発生時に全額損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。なお、その他有価証券（債券）の換算差額については、為替による影響も含めてその他有価証券評価差額金として処理しております。

13. 収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料の受取時に「その他経常収益」及び「その他経常費用」を計上する方法によっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等の金融サービスに係る役務提供により計上される収益であり、当該役務提供により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産について、ヘッジ対象（日本国債及び米国債）とヘッジ手段（金利スワップ取引）を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等（外国証券及び外貨貸出）に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

（「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係）

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（日本公認会計士協会実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ
ヘッジ手段 …金利スワップ
ヘッジ対象 …有価証券
ヘッジ取引の種類…相場変動を相殺

15. その他採用した重要な会計方針

投資信託（除くETF）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」に計上しております。

当連結会計年度は、「有価証券利息配当金」に投資信託の解約・償還益4,186百万円を計上しております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

〔時価の算定に関する会計基準の適用指針〕(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより投資信託を、投資信託財産が金融商品である投資信託と不動産である投資信託に区分し、市場における取引価格の有無、重要な解約等の制限の有無及び基準価額を時価とみなす取扱いの可否等の判定を行い、時価を算定することといたしました。この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

(貸倒引当金)

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 17,514百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸出金等の回収可能性は、主として国内外の景気動向、地元香川県を中心に広域店舗網が存在する地域で事業を営む債務者の経営状況、担保不動産の下落及び新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により変動します。そのため、債務者区分ごとに将来の貸倒れによる予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

貸倒引当金の算出における主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者ごとの将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における債務者ごとの将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症及びロシアによるウクライナ侵攻がサプライチェーンに及ぼす物価高・資源高の影響や地域経済の状況の変化等を踏まえ、債務者の財務内容、返済能力等を評価しております。また、これに加え、債務者ごとの経営改善計画等の進捗状況等に基づく債務返済能力を個別に評価しております。

なお、新型コロナウイルス感染症特別貸付の返済が開始されることで、一部では資金繰り破綻のリスクが高まる可能性があるものの、新型コロナウイルス感染症の収束による企業活動の正常化が進むとともに、政府による新たな借換保証制度の開始等により、債務者区分の判定等に大きな影響は生じないとの仮定を置き、貸倒引当金を計上しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記「②主要な仮定」は債務者を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否等によって影響を受けることになるため不確実性を伴います。したがって、当初の見積りに用いた仮定の変化により、想定していなかった大口債務者の業況悪化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の悪化等が生じた場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(役員報酬B I P信託)

当行は、当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「当行取締役」という。）を対象とした、役員報酬B I P信託を導入しております。

1. 取引の概要

役員報酬B I P信託は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とした役員インセンティブ・プランであり、役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが当行取締役に付与され、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭が当行取締役の退任時に交付又は給付される株式報酬型の役員報酬であります。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号2015年3月26日)に準じております。

3. 信託が所有する自社の株式に関する事項

(1)信託における帳簿価額は226百万円であります。

(2)信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

(3)期末株式数は76千株、期中平均株式数は79千株であります。

(4)上記(3)の期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社の株式総額 50百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に10,099百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,695百万円
危険債権額	29,509百万円
要管理債権額	26,087百万円
三月以上延滞債権額	374百万円
貸出条件緩和債権額	25,712百万円
小計額	61,293百万円
正常債権額	3,348,285百万円
合計額	3,409,579百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,572百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	561,172百万円
	貸出金	130,080百万円
担保資産に対応する債務	預金	17,040百万円
	借入金	604,762百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券71百万円及びその他資産(金融商品等差入担保金)30,000百万円を差し入れております。

なお、その他資産には、上記のほか、金融商品等差入担保金(為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として差し入れているものを除く)9,298百万円、保証金及び敷金1,051百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,040,754百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが945,905百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 12,322百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 37,755百万円
 9. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,396百万円
 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は23,707百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、リース原価5,978百万円及び貸出金償却1,433百万円を含んでおります。
 2. 当連結会計年度において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額63百万円を「減損損失」として「特別損失」に計上しております。

場 所	主な用途	種 類	減損損失 (百万円)	減損損失		
				うち土地	うち建物	うち動産
香川県内	営業用資産 16か所	土地、建物 及び動産	60	20	38	2
	遊休資産 11か所	土地	1	1	—	—
香川県外	営業用資産 1か所	建物及び動産	0	—	0	0
	遊休資産 2か所	土地	0	0	—	—
合 計			63	21	39	2

当行は、営業用店舗については、営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

連結される子会社及び子法人等については、各社の営業拠点毎に資産のグルーピングを行い、遊休資産は各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。正味売却価額による場合は「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除し算出しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,000	—	900	29,100	注1
合 計	30,000	—	900	29,100	
自己株式					
普通株式	506	584	910	180	注2,3,4
合 計	506	584	910	180	

- (注) 1. 発行済株式数の減少900千株は、自己株式の消却によるものであります。
 2. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬B I P 信託が保有する自社の株式がそれぞれ87千株、76千株含まれております。
 3. 自己株式数の増加584千株は、取締役会決議に基づく取得による増加583千株及び単元未満株式の買取請求による増加0千株であります。
 4. 自己株式数の減少910千株は、自己株式の消却による減少900千株、役員報酬B I P 信託から対象者への交付による減少10千株及び単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当 会 度	連 結 年 首	当 会 度	連 結 年 増		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権				—		21	
合 計					—		21	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,183	40.0	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月14日 取締役会	普通株式	1,014	35.0	2022年9月30日	2022年12月9日
合 計		2,198			

(注) 2022年6月29日の定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、役員報酬B I P 信託に対する配当金3百万円が含まれております。また、2022年11月14日の取締役会の決議に基づく配当金の総額には、役員報酬B I P 信託に対する配当金2百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2023年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	1,159	利益 剰余金	40.0	2023年3月31日	2023年6月30日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P 信託に対する配当金3百万円が含まれておりません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係わる事業を行っております。このため、保有する金融商品のリスクに見合った収益の獲得を図りつつ、リスクを経営体力の範囲内に収めるため、金融商品に係る様々なリスクを可能な限り統計的な手法で計量化し、リスク量に見合った資本（リスク資本）をリスク区分ごとに割り当てて、リスク・リターンをモニタリングする「資本配賦制度」を導入する「統合的リスク管理」を実践し、経営全体としての安定性と健全性の確保を図りつつ効率性の向上につとめております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、貸出金と有価証券であります。

貸出金は、主として国内の法人及び個人に対するものであり、信用リスク、金利リスク、及び為替リスクに晒されております。貸出金がある特定の企業・グループや業種に過度に集中した場合、当行グループの自己資本を大きく毀損させる可能性があるため、それぞれ上限額等を設定し、その遵守状況を監視することにより、過度な集中を未然に防止する体制としております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託及び出資金を、純投資目的及び純投資目的以外の目的で保有しております。また、一部の債券については売買目的及び満期保有目的でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利リスク、価格変動リスク、及び為替リスクに晒されております。なお、有価証券には、市場流動性に乏しい私募債、非上場株式、出資金が含まれております。

一方、金融負債は、主に国内の法人及び個人からの預金であり、金利リスク、為替リスク、及び流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、金利関連と通貨関連のスワップ取引、オプション取引、先物・先渡取引、キャップ取引等を行っております。これらは、主に対顧客取引とそのカバー目的の取引であり、それぞれ金利リスク、為替リスク、価格変動リスク、及び取引相手の信用リスクに晒されております。

なお、デリバティブ取引のうち、金利スワップ取引の一部については、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジを適用しております。ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。また、外貨建金融資産から生じる為替リスクに対するヘッジを目的として締結している通貨スワップ取引と為替スワップ取引は、「業種別委員会実務指針第25号」に規定する繰延ヘッジを適用しております。当該ヘッジ取引については、ヘッジ対象である外貨建金融資産額に見合うポジションが存在することの確認により、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループでは、「信用リスク管理規定」及び関連文書を定め、リスク管理委員会（信用リスク管理部）において、信用リスクの状況を把握するとともに管理態勢等の整備を行っております。

また、リスク統括部を信用リスク管理部署として、内部格付制度の設計及び検証、信用リスク量の計測、与信限度額の設定・管理等を行っております。

②市場リスクの管理

当行グループでは、「市場リスク管理規定」及び関連文書を定め、リスク管理委員会（市場リスク管理部）において、市場リスクの状況を把握するとともに管理態勢等の整備を行っております。また、ALM（資産負債の総合管理）体制を整備し、収益管理委員会（予算ALM部）において、把握したリスクを踏まえて中長期的な収益の安定化やリスクへの対応策の協議を行っております。

さらに、市場取引実施部署（市場国際部）において、市場取引執行（フロントオフィス）、事務管理（バックオフィス）及び市場リスク管理（ミドルオフィス）をそれぞれ担当するセクションに分離して相互牽制機能が働く体制としたうえで、リスク統括部が市場リスク全体を統括管理しております。

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、金利リスクについて、統計的手法によりリスク量を計測し、管理しております。また、有価証券投資やデリバティブ取引など市場で取引を行うものに関しては、必要に応じてポジションや損益に限度額を定めて管理しております。なお、ALMの観点から、金利リスクをヘッジするために金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行うこともあります。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループは、為替リスクについて、統計的手法によりリスク量を計測し、管理しております。また、ポジションや損益について限度額を定め、管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行グループは、価格変動リスクについて、統計的手法によりリスク量を計測し、管理しております。また、トレーディング取引については、ポジションや損益に限度額を定めて管理しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

当行グループは、商品有価証券取引及び金利先物取引等の金利リスク、並びに外国為替取引等の為替リスクに関するVaR（損失額の推計値）を、ヒストリカル法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日）により計測しており、2023年3月31日（当期の連結決算日）現在、トレーディング目的の金融商品のVaRは12百万円とな

っております。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループは、貸出金、投資有価証券、預金、銀行間取引、及び金利スワップ等の金利リスク、並びに上場株式及び投資信託の価格変動リスク等に関するVaRを、ヒストリカル法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日）により計測しております。

2023年3月31日現在、トレーディング目的以外の金融商品のVaRは48,018百万円となっております。

(ウ) VaRについて

当行グループは、計測モデルの妥当性を検証するために、モデルが算出する「VaR」と仮想損益（VaR計測時点のポートフォリオを固定した場合に発生したと仮定される損益）を比較するバックテストングを実施しております。

なお、ヒストリカル法によるVaRは、過去のマーケットデータの変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測するものであり、観測期間に存在しないほどの大きな市場変動によるリスクは捕捉することができません。これを補完するため、VaRによる管理に加えてストレステストを定期的実施しております。

③流動性リスクの管理

当行グループでは、「流動性リスク管理規定」及び関連文書を定め、流動性リスクの管理を行っております。また、資金繰りに影響を及ぼすような不測の事態が発生した場合にも速やかに対応できるよう、「流動性危機時対応規定」を定め、「警戒時」、「流動性危機時」に分けた事態を想定し、適時適切な対応を取ることができる態勢を整備しております。

流動性リスク管理部署（市場国際部）は、日次、月次などの資金繰り予想を行うとともに、十分な流動性準備を確保するなど、運用・調達構造に即した適切かつ安定的な資金繰りを実施しております。また、流動性リスクに影響を及ぼすと考えられる内生的・外生的要因を考慮し、流動性リスクの状況の把握、分析、評価、モニタリングを実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1)参照)。また、現金預け金、買入金銭債権、外国為替(資産・負債)、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略していません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 商品有価証券	9	9	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	36,900	37,068	168
その他有価証券	1,000,822	1,000,822	—
(3) 貸出金	3,362,245		
貸倒引当金(*1)	△16,087		
	3,346,158	3,321,294	△24,863
資 産 計	4,383,889	4,359,195	△24,694
(1) 預金	4,696,403	4,696,925	522
(2) 譲渡性預金	84,267	84,270	2
(3) 借入金	624,432	624,262	△169
負 債 計	5,405,102	5,405,458	355
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(314)	(314)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,554)	(2,554)	—
デリバティブ取引計	(2,868)	(2,868)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(*3) 重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	2,653
組合出資金等(*3)(*4)	4,289

- (* 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。
- (* 3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (* 4) 当連結会計年度において、組合出資金について37百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	26,166	10,830	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	52,077	86,000	154,131	156,275	330,833	75,294
貸出金(*)	1,244,062	571,071	379,764	275,465	303,009	542,438
合計	1,296,139	657,071	560,062	442,571	633,843	617,733

- (*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの35,174百万円、期間の定めのないもの11,259百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	4,497,302	182,443	6,299	10,144	213	—
譲渡性預金	84,267	—	—	—	—	—
借入金	138,289	269,576	215,029	877	233	425
合計	4,719,859	452,019	221,328	11,021	446	425

- (*) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債	9	—	—	9
その他有価証券				
国債	38,899	—	—	38,899
地方債	—	355,087	—	355,087
社債	—	173,668	23,650	197,318
株式	108,770	—	—	108,770
その他	21,254	270,647	8,728	300,630
資産計	168,934	799,402	32,378	1,000,715
デリバティブ取引				
金利関連	—	668	—	668
通貨関連	—	△3,536	—	△3,536
デリバティブ取引計	—	△2,868	—	△2,868

(*) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用している投資信託（連結貸借対照表計上額：115百万円）について、時価のレベル毎の内訳等に関する事項を注記していません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	—	37,068	—	37,068
貸出金	—	—	3,321,294	3,321,294
資産計	—	37,068	3,321,294	3,358,363
預金	—	4,696,925	—	4,696,925
譲渡性預金	—	84,270	—	84,270
借入金	—	624,262	—	624,262
負債計	—	5,405,458	—	5,405,458

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
資産

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、ブローカー等の第三者から入手した評価価格または将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットにはTIBOR、国債利回り、SWAPレート、信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の起債を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（6ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

店頭取引については、金利や為替レート、ボラティリティ等のインプットを用いて、現在価値技法やオプション価格計算モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.06% — 0.31%	0.17%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2023年3月31日)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替 (*2)	レベル3の時価からの振替 (*3)	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上 (*1)	その他の包括利益に計上					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	26,365	0	△68	△2,646	—	—	23,650	—
仕組債	15,170	△1,946	1,998	△6,493	—	—	8,728	—

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、当連結会計年度中は該当ありません。

(*3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当連結会計年度中は該当ありません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部署及びミドル部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿ってフロント部門が時価評価モデルを策定しております。バック部門にて算定された時価は、ミドル部門にて、時価評価モデル及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価評価モデルには、観察可能なデータを可能な限り活用しております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、観察可能なインプットを用いて、当行グループにて再計算した結果と比較等を行い、価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
信用スプレッド

信用スプレッドは、私募債のクーポンレートに含まれる上乗せ金利であり、過去1年間の発行実績をもとに算定した推定値であります。信用スプレッドの大幅な上昇（低下）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの	地方債	36,900	37,068	168
	小 計	36,900	37,068	168
合 計		36,900	37,068	168

3. その他有価証券 (2023年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	98,773	41,497	57,276
	債券	59,556	59,346	209
	国 債	18,178	18,118	59
	地方債	19,786	19,669	116
	社 債	21,591	21,558	33
	その他	56,050	55,650	399
	小 計	214,380	156,494	57,885
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	9,996	11,821	△1,824
	債券	531,748	546,454	△14,705
	国 債	20,721	22,852	△2,131
	地方債	335,300	344,350	△9,050
	社 債	175,726	179,250	△3,523
	その他	244,695	265,185	△20,489
	小 計	786,441	823,461	△37,019
合 計		1,000,822	979,955	20,866

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	7,539	2,997	127
債券	299,313	299	7,128
国債	210,121	245	6,779
地方債	58,610	48	96
社債	30,581	5	252
その他	158,855	134	10,870
合計	465,709	3,431	18,126

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末日における時価が取得原価と比べ50%以上下落している場合は全銘柄を著しい下落であると判定し、30%以上50%未満下落している場合は、過去の一定期間における時価の推移及び当該発行会社の業績等を勘案し判定しております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
経常収益	84,888
うち役務取引等収益	12,175
預金・貸出業務	2,878
為替業務	2,805
証券関連業務	1,097
保証業務	380
代理業務	91
その他業務	4,922

(注)上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	9,719円34銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	315円57銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	315円50銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託に残存する自社の株式は、1株当たりの純資産額、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数は76千株であります。また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該株式の期中平均株式数は79千株であります。

(ストック・オプション関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当ありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2014年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く) 10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 13,660株
付与日	2014年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2014年7月26日から2044年7月25日まで
	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く) 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 9,430株
付与日	2015年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2015年7月25日から2045年7月24日まで

	2016年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く) 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 13,770株
付与日	2016年7月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年7月27日から2046年7月26日まで

(注) 2018年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	1,140	1,720	3,680
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	1,140	1,720	3,680
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 2018年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	1株当たり 3,350円	1株当たり 4,090円	1株当たり 2,850円

(注) 2018年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の価格に換算して記載しております。

-
3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法
当連結会計年度において付与されたStock・オプションはありません。
 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社 百 十 四 銀 行

取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 尾 礎 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 輝 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社百十四銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社 百十四銀行

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長尾 礎 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 輝 朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社百十四銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百十四銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第154期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、当行の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月8日

株式会社 百十四銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	頼 富 俊 哉	印
常勤監査等委員	組 橋 和 浩	印
監査等委員	伊 藤 純 一	印
監査等委員	山 田 泰 子	印
監査等委員	早 田 順 幸	印
監査等委員	藤 本 智 子	印
監査等委員	小 西 範 幸	印

(注) 監査等委員 伊藤純一、山田泰子、早田順幸、藤本智子及び小西範幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

当行本店（5階ホール）高松市亀井町5番地の1



※当日は駐車場の用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参ください。

交通

■ JR高松駅より（約12分）

ことடன்バス「高松駅」→「県庁通り中央公園前」下車 徒歩約1分

■ ことடன்瓦町駅より 徒歩約10分



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。